

官報

号外

平成七年六月五日

○第三百三十二回 参議院會議錄第二十七号

平成七年六月五日(月曜日)

午前十時一分開議

○議事日程 第二十七号

平成七年六月五日

午前十時開議

第一 育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第二 高齢社会対策基本法案(国民生活に関する調査会長提出)

第三 臨時大深度地下利用調査会設置法案(野沢太三君外四名発議)

○本日の會議に付した案件

一、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律案(趣旨説明)

一、災害対策基本法の一部を改正する法律案(趣旨説明)

以下 議事日程のとおり

○議長(原文兵衛君) これより會議を開きます。

この際、日程に追加して、
容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等

平成七年六月五日 参議院會議錄第二十七号

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律案(趣旨説明)

に関する法律案について、提出者の趣旨説明を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原文兵衛君) 御異議ないと認めます。橋本通商産業大臣。

(國務大臣橋本龍太郎君登壇、拍手)

○國務大臣(橋本龍太郎君) 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律案につきまして、その趣旨を御説明いたします。

我が国においては、近年の経済成長、国民生活の向上に伴い、家庭等から排出される一般廃棄物の量が増大し、その最終処分場が逼迫しつつある等廃棄物処理をめぐる問題が深刻化しております。その一方で、主要な資源の大部分を輸入に依存している我が国にとっては、これらの廃棄物から得られたものを資源として有効に利用していくことが求められております。このような状況において、我が国における快適な生活環境と健全な経済発展を長期的に維持していくためには、関係者の適切な役割分担のもとで、一般廃棄物の減量と再生資源としての十分な利用を図っていくことが重要であります。

このため、一般廃棄物の大宗を占め、かつ再生資源としての利用が技術的に可能な容器包装につ

いて、市町村による分別収集及び事業者による再商品化等を促進するシステムを構築し、もって廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図るため、今回、本法律案を提案した次第であります。

次に、この法律案の要旨を御説明申し上げます。

第一に、家庭等から廃棄物として排出される容器包装について、市町村による分別収集及び事業者による再商品化等を総合的かつ計画的に推進するため、その分別収集及び再商品化の促進に関する基本的な方向等について、主務大臣が基本方針を定めることとしております。

第二に、事業者によって行われる再商品化が基本方針に即して円滑かつ確実に促進されていくように、主務大臣が事業者の行う再商品化の量の見込み、施設の設置に関する事項等について再商品化計画を定めるとともに、市町村及び都道府県においては、その区域において廃棄物として排出される容器包装の量の見込み、そのうち市町村の分別収集により得られるものの量の見込み等について、分別収集に関する計画を定めることとしております。

第三に、容器包装の利用及び製造等の事業を行う者は、毎年度、容器包装の利用量、製造量等に応じて、市町村の分別収集により得られたものの再商品化の義務を負うとともに、関係事業者はその再商品化を促進するための措置を講ずる義務を負うこととする等事業者の義務について定めるとともに、国、地方公共団体、消費者の責務を定め、関係者それぞれの立場で果たすべき役割を明らかにしております。

第四に、事業者の負う再商品化義務の履行を円滑かつ容易にするため、指定法人に関する事項を定めることとし、当該指定法人への再商品化の委託によりその再商品化の義務は履行されたものとみなすこととしております。

第五に、容器包装に係る分別収集及び再商品化等の促進の意義、事業者が負担する再商品化に要する費用の商品価格への適切な反映の重要性等について、国は、国民の理解と協力を得るよう努めることとしております。

以上がこの法律案の趣旨説明であります。(拍手)

○議長(原文兵衛君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がございます。発言を許します。牛嶋正君。

(牛嶋正君登壇、拍手)

○牛嶋正君 私は、平成会を代表して、ただいま議題になりました容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律案について、総理及び関係大臣に質問をいたします。

今や我が国は、世界GNPの二五%を超える生産物を産出する経済大国になり、国民一人当たりのGNPも世界のトップレベルに達しています。

戦争によって壊滅的打撃を受けた我が国が半世紀でここまで発展することができたのは、日本国民の勤勉さ、高い貯蓄率、地場産業における技術の蓄積、そして高い教育水準等さまざまな要因が結び合つての結果であったと言えます。

しかし、この経済大国と私たちの高い生活水準の現状を資源の利用という側面から見ると、戦後我が国経済がたどってきた路線をそのまま延長して二十一世紀に向けての我が国の進路を考えて

いくことには、問題があると言わねばなりません。

例えば、経済大国とは地球上の限られた資源を大量に消費する国というところまでできます。また、物の生産は労働力、資本ストック及び資源の結合によって可能となり、それらを効率的に結び合わせて生産の拡大を図っていくのが技術水準であるとするれば、技術進歩は、資源の効率的利用を可能にする反面、地球全体で見ると、資源の消費を進め、それだけ有限である資源が枯渇する時期を早めることになるともみなされるのであります。

さらに、資源の消費に伴って排出される廃棄物が自然の環境回復力ないしは浄化力を上回るとき、廃棄物が滞留して環境破壊につながっていくこととなります。その典型は、化石燃料の消費とそれに伴って発生する二酸化炭素との関係に見られるとおりであります。大気に滞留する二酸化炭素は、温室効果によって地球の温暖化や森林の破壊を通じて地球の各地域において生態系を崩してきました。

このように資源の有限性と環境保全とを考えると、今こそ、経済発展とは何か、あるいは経済成長とは何かを真剣に考え直す時期ではないかと思ひます。

特に、国土が狭く資源の乏しい我が国が、今後とも他の国々から資源の提供を受けて生産活動を続けていかなければならないことを考えると、資源の消費をできるだけ抑え、環境を守りながら私たちの生活水準を向上させていくという新しい資源節約型の経済システムの構築を目指していかなければならないと考えます。

その場合、新しい経済システムには、その中に次の三つの要素が組み込まれていかなければなりません。

第一の要素は、廃棄物の減量であります。家庭にあつては物を長く大切に利用することでごみの減量を図り、事務所、事業所においても資源の効率的な利用のための技術開発に努めていかなければなりません。

第二の要素は、資源再利用システムを社会のあらゆる側面に組み込んでいくことです。そのため、廃棄物の再利用のみでなく、家庭と企業、また企業と企業の間でもできるだけリサイクルシステムを組み込んでいくことが求められます。

第三の要素は、廃棄物の環境に対する負荷をできるだけ小さくすることです。これを実現するために当たって新しい技術の開発が必要となります。

ただ、我が国の経済システムの基本に市場経済が置かれていることを考えると、社会のいろいろな側面にこれらの要素を組み込んで新しい資源節約型の経済システムを構築していくことは、決して容易なことではありません。例えば、戦後の経済発展の過程でできてきた大量生産・大量消費の体制の中でごみの減量を進めることは、かなり難しいことであると言わねばなりません。

このような視点に立つて、今回のリサイクル法案に対して、五点について質問させていただきます。

第一に、この法案はリサイクルシステム構築の第一歩として評価されますが、その対象が容器包装に限定されていることから、見方によっては一番やりやすいところから手がけたという印象も感じられます。そのため、これ以上のリサイクルシ

ステムの進展は望み得ないのではないかという懸念もあります。

このような懸念を取り除くためには、公共投資基本計画でも提唱されている循環型の廃棄物処理システムの確立に向かって、技術開発の面でも、また組織づくりの面でも、万全の体制を整え取り組んでいかなければならないと考えますが、これについての総理の決意をお伺いします。

第二に、このリサイクルシステムが確立した後、このシステムが円滑に機能していくためには、このシステムを市場メカニズムに適合させることが重要な点であると考えられます。現に、アルミ缶や古紙あるいは白紙などは市場メカニズムに乗って再利用が進められ、それなりの成果を上げております。しかるに、この法案では、特定事業者に対してその使用量または製造量に応じて再商品化義務量が決められ、それに基づいて再商品化の責任を果たさねばならないとされており、強制性を伴います。したがって、市場メカニズムに乗るというより税に近い性質を持つということを目指しておかなければなりません。

そのため、法案は、一定の小規模事業者については適用除外にすると、中小企業については施行後約三年程度再商品化義務を猶予すると決められています。このことが市場における自由な競争をゆがめる結果をもたらすことは明らかであります。リサイクルシステムを確立するためには、このような競争のゆがみをやむを得ないと考えるべきでしょうか。この問題について通産大臣の見解を伺いたいと思ひます。

第三は、ごみの収集、処理に関する行政は、地方公共団体、とりわけ市町村の行政において極め

て重要な位置を占めてきたという点です。すなわち、ごみ行政は地域住民と行政側との接点として、住民の行政ニーズが行政側に伝えられ、また行政側もごみ行政を通じて住民のニーズを伝えできた経緯があります。それだけに、個々の市町村はそれぞれの地域性を生かし、独自のごみ行政を展開してきたと言えるのであります。したがって、地方分権の推進に当たって、地方公共団体はごみ行政を通じてそれを受け入れる下地をつくってきたとも言えます。

しかるに、今回のリサイクル法案では、基本方針の策定に当たって、国が再商品化計画を作成するのとあわせて、市町村は分別収集計画を作成し、それに基づいて都道府県が分別収集促進計画を作成して、厚生大臣に提出・公表するとされております。これによって分別収集量と再商品化可能量との間の過大なミスマッチを調整するとしていますが、この基本方針の策定の流れが地方分権推進への地方公共団体の意欲を抑えることにならないのか、危惧するものであります。その点に関して、地方分権を推進する立場にある自治大臣の御所見をお伺いいたします。

第四に、この法律では、廃棄物のリサイクルシステムが円滑に機能するため、消費者、市町村及び事業者の三者の責任と役割を明確にしています。すなわち、消費者は分別排出の責任を持ち、市町村は分別収集の役割を担っています。そして、事業者は分別された廃棄物を再商品化する責任を持つのであります。このような責任と役割の明確化は、リサイクルシステムを機能的ならしめるために必要であるともみなされます。しかし、懸念される点は、このことが資源節約型の新しい

経済システムの構築のために必要な廃棄物の減量にどのようにつながっていくのかであります。

もし、多くの消費者が分別排出を行うことでリサイクルの責任を果たしたのだと考えるとすれば、資源を大切に環境保全のために自分も貢献するのであるという発想の転換や生活態度の変化までには、なかなか至らないだろうと考えられるのであります。その場合、このリサイクルシステムが資源問題や環境問題を考える上で重要な廃棄物の減量につながっていくのではないかと心配されますが、この点について厚生大臣の見解をお伺いします。

第五に、廃棄物の再商品化の過程で使用されるエネルギー資源の量が新しい資源を使って商品化する場合に使われるエネルギー資源の量を上回る場合は、廃棄物のリサイクルシステムが確立されたとしても、環境への負荷はかえって増大することになり、資源のリサイクルと環境保全との間にトレードオフの関係が生ずることになります。

恐らく、今回の容器包装リサイクルシステムではこのような事態はまだ想定されないと考えられますが、今後リサイクルシステムの拡充が図られていく過程で環境への負荷が増大するという状況が生じた場合、それでも廃棄物のリサイクルシステムの拡充を進めるか否かの判断に迫られると思われまますが、この問題について環境庁長官はどのような見解をお持ちですか、お伺いいたします。

二十一世紀に向けて我が国の進むべき進路を考えるに当たって、地球上の資源の有限性と環境保全を前提として、資源の消費を極力抑えながら私たちの生活水準を着実に高めていくという新しい資源節約型の経済システムの構築を目指すとき、

廃棄物のリサイクルシステムの確立は必須の条件であることを最後にもう一度確認し、この法案がその第一歩として位置づけられることを念願して、私の質問を終わります。(拍手)

(国務大臣村山富市君登壇、拍手)

○国務大臣(村山富市君) 牛嶋議員の質問にお答えを申し上げたいと存じます。

循環型の廃棄物処理システムの確立に向けた研究面での体制整備についてのお尋ねでございますが、経済成長や生活様式が多様化に伴い、ごみの排出量の増大、ごみの多様化が進み、近年、最終処分場の逼迫を初め、ごみをめぐる問題は深刻化してきております。

このような状況を解決し、生活環境の保全を図るとともに、限りある資源の有効な利用を確保するためには、廃棄物を単に燃やして埋める処理から循環型の処理へ転換していく必要がございます。それに向けての第一歩として、一般廃棄物の中でも大きな割合を占める容器包装廃棄物について減量・リサイクルを進める本法案を提出いたしましたところでございます。

政府は、今後、廃棄物循環型社会の構築に向けて、多様なごみの特性に応じたリサイクル技術やシステムの研究開発のための体制整備に積極的に取り組んでまいり所存でございますので、御理解を賜りたいと存じます。

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁をさせます。(拍手)

(国務大臣橋本龍太郎君登壇、拍手)

○国務大臣(橋本龍太郎君) 私に与えられました御質問は、この法案の内容が税に近い性格を持ち自由競争をゆがめる結果になるのではないかという御指摘でありました。

本法案は、技術的にはリサイクルが可能であります。本法案は、技術的にはリサイクルが可能であります。本法案は、技術的にはリサイクルが可能であります。

本法案は、技術的にはリサイクルが可能であります。本法案は、技術的にはリサイクルが可能であります。本法案は、技術的にはリサイクルが可能であります。

本法案は、技術的にはリサイクルが可能であります。本法案は、技術的にはリサイクルが可能であります。本法案は、技術的にはリサイクルが可能であります。

本法案は、技術的にはリサイクルが可能であります。本法案は、技術的にはリサイクルが可能であります。本法案は、技術的にはリサイクルが可能であります。

本法案は、技術的にはリサイクルが可能であります。本法案は、技術的にはリサイクルが可能であります。本法案は、技術的にはリサイクルが可能であります。

本法案は、技術的にはリサイクルが可能であります。本法案は、技術的にはリサイクルが可能であります。本法案は、技術的にはリサイクルが可能であります。

本法案は、技術的にはリサイクルが可能であります。本法案は、技術的にはリサイクルが可能であります。本法案は、技術的にはリサイクルが可能であります。

本法案は、技術的にはリサイクルが可能であります。本法案は、技術的にはリサイクルが可能であります。本法案は、技術的にはリサイクルが可能であります。

収集されました廃棄物が適切にリサイクルされますためには、分別収集と再商品化の調整を図りながら両者を総合的かつ計画的に推進していくことが必要でありまして、基本方針は、こうした観点から両者の数量面での不一致を全国的規模で解消するために必要なものであると考えております。

仮に市町村が分別収集しようとする総量が再商品化可能量を上回りそうな場合には、政府といたしまして、できる限り再商品化能力の向上を図る方向で調整を行い、市町村の取り組みを支援してまいりよう関係省庁で配慮することといたしております。

したがいまして、基本方針は、市町村が分別収集を行うかどうかといった判断や分別収集計画の具体的内容を拘束するものではなく、牛嶋議員御懸念の市町村の地方分権への意欲を抑えるものではないと考えておるところでございます。(拍手)

(国務大臣井出正一君登壇、拍手)

○国務大臣(井出正一君) 牛嶋先生の私に対する御質問は、本法案によるリサイクルシステムと廃棄物の減量化の関係についてでございますが、従来のごみ処理においては専ら市町村がその責任を負っていたわけでございますが、本法案は、ごみの減量化とリサイクルを進めるために消費者、市町村、事業者の三者が責任を分担し、容器包装を減らせば経済的な利点が得られる仕組みを社会システムに組み込んだものであり、ごみの減量化に著しく寄与するものと考えております。

また、このシステムは、消費者にも分別排出という重要な役割を担っていただくこととしており、それがごみ減量化に向けた国民の意識の向上

につながらざることをねらいとしているものでもあります。

さらに消費者には、分別排出の役割のほかに、反復使用が可能な容器包装の積極的な使用や、買入物の持参などによる容器包装の過剰使用の抑制に努めていただくことが不可欠であると考えており、本法案においてもこの旨を明記したところがあります。

さらに、厚生省としましては、ごみの減量化の重要性について、政府広報を初め、国民、事業者、行政が一体となったごみ減量推進国民会議の開催、廃棄物減量等推進員などの地域ボランティアを通じて啓発普及活動を行うとともに、物を大切にすることを高めるための市民参加型のリサイクルプラザ等の施設整備などにより、国民のごみ減量化に向けた意識啓発に努めてまいりたいと考えております。(拍手)

(国務大臣宮下創平君登壇、拍手)

○国務大臣(宮下創平君) 牛嶋議員の私に対する質問は、今後リサイクルシステムの拡充が図られていく過程で環境への負荷が増大するという状態が生じた場合、それでも廃棄物のリサイクルシステムの拡充を進めるのかという御質問でございます。

今日、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動や生活様式の定着によりまして、廃棄物の量の増大、最終処分場の残余容量の逼迫等に伴う環境への負荷が高まっております。

このために、昨年十二月に閣議決定されました環境基本計画におきまして、経済社会システムにおける物質の循環を促進し環境への負荷を低減するという基本的認識のもとに、廃棄物の発生抑制、使用済み製品の再使用、回収されたもののリサイクル及び廃棄物の適正処理、この四つを進めるといふ対策の基本的考え方を明らかにしたところであります。

今回の法案は、この環境基本計画に沿って容器包装廃棄物のリサイクルを制度的に進め、環境への負荷の低減につなげようとするものであり、新しい資源から製品をつくるよりもスクラップからつくる方が製造エネルギーの消費が少なくないとされております。

したがって、御指摘のように廃棄物の再商品化により環境への負荷が増大することにはならないと考えております。

以上です。(拍手)

○議長(原文兵衛君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(原文兵衛君) この際、日程に追加して、災害対策基本法の一部を改正する法律案について、提出者の趣旨説明を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原文兵衛君) 御異議ないと認めます。小澤国務大臣。

(国務大臣小澤清君登壇、拍手)

○国務大臣(小澤清君) 災害対策基本法の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

この法律案は、阪神・淡路大震災に対処するため行われた災害応急対策に係る車両の通行が著しく停滞した状況等にかんがみ、災害時における緊急通行車両の通行を確保するため、都道府県公安委員会による災害時における交通の規制に関する措置を拡充するとともに、車両の運転者の義務、警察官、自衛官及び消防吏員による緊急通行車両の通行の確保のための措置等を定めることとするものであります。

以上が、この法律案を提出する理由であります。

次に、この法律案の要旨を申し上げます。

第一に、都道府県公安委員会による災害時における交通の規制に関する措置を拡充し、都道府県公安委員会は、当該都道府県またはこれに隣接しもしくは近接する都道府県の地域に係る災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合において、区域または道路の区間を指定して、緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、または制限することができることとしたしております。

第二に、通行禁止等が行われた場合の運転者の義務として、車両の運転者は、速やかに、当該車両を通行禁止等に係る道路の区間外または道路外の場所へ移動しなければならないこととし、当該移動が困難なときは、できる限り道路の左側端に沿って駐車する等緊急通行車両の通行の妨害にならない方法により駐車しなければならないことといたしております。

第三に、警察官は、通行禁止区域等において、緊急通行車両の通行の妨害となる車両その他の物件の所有者等に対し、当該物件の移動等の措置をとることを命じ、当該措置がとられないときは、みずからその措置をとることができることとしております。この場合において、警察官はやむを得ない限度において当該車両その他の物件を破損することができることとするともに、当該破損については、損失補償の対象とすることといたしております。

また、警察官がその場にいない場合に限り、自衛隊法第八十三条第二項の規定により派遣を命ぜられた部隊等の自衛官または消防吏員は、それぞれ自衛隊用緊急通行車両または消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置をとることを命じ、またはみずから当該措置をとることができることとしております。

第四に、国家公安委員会は関係都道府県公安委員会に対し、通行禁止等に関する事項について指示することができることといたしております。

以上が災害対策基本法の一部を改正する法律案の趣旨でございます。(拍手)

○議長(原文兵衛君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がございます。発言を許します。横尾和伸君。

〔横尾和伸君登壇、拍手〕

○横尾和伸君 私は、平成会を代表して、ただいま議題となりました災害対策基本法の一部を改正する法律案について、総理並びに関係大臣に質問いたします。

あの悪夢のような阪神・淡路大震災から約五カ月が経過しました。震災対策の推進については、これまで私たち平成会は、与党の対応のまずさを厳しく叱責しつつも責任野党を自任し、建設的な姿勢を堅持しながら可能な限り協力をしてまいりました。

このような状況の中で、政府は今回の貴重な経験を踏まえて災害対策基本法の抜本的見直しを行っているとの聞き、私は一日千秋の思いで改正案の国会提出を待っております。本日、国会の会期ぎりぎりになって提出された法案は、迅速に行うべきであった緊急対策のほんの一部分であり、抜本的見直しとはほど遠いものになっております。まことに残念でなりません。

村山総理は、被災直後から、盛んに現行の制度のもとでは最善の策、最善の体制で対応したと強調されておりましたが、五千五百人もの犠牲者を出しながら最善の策、最善の体制を強調されるのは、現行制度に問題があると言わんばかりの主張であります。私は、現行制度の根幹である災害対

策基本法がどのように見直されるのか、村山内閣の資質を問うつもりで待っておりますが、これでは災害対策についての政府の基本姿勢を疑わざるを得ないのであります。

基本姿勢について言えば、平成七年度予算には今回の災害対策は一切盛り込まれず、補正予算における災害対策も何と経済対策の一部と位置づけているのであります。このことは、補正予算の趣旨説明においても、緊急円高・経済対策の一端として、阪神・淡路大震災等に対応する経費を計上すると大蔵大臣は明言しているのであります。経済対策の一部分ではなく、人命、財産を守るはずの本来の災害対策はどこに行ってしまったのでしょうか。被災者の皆さんは怒っています。国民は怒っております。村山総理はどこまで本気なのか、災害対策の基本姿勢そのものを疑わざるを得ないのでありますが、この点について総理及び国土庁長官の明快な答弁を求めます。

今回の阪神・淡路大震災について、初動対応が大幅におくれ、被害を大きくした最大の原因は最高責任者である村山総理御自身の危機管理意識とリーダーシップの決定的な欠如にあったことは、多くのマスコミを初め衆目の一致するところとされております。

このことについて、被災から五カ月たった今、冷静な頭で、総理及び国土庁長官はどのように受けとめているのか、率直な感想を伺います。また、法制度等の欠陥を強調されるのであれば、

ば、その内容を簡潔かつ具体的にお答えいただきたい。

次に、災害対策基本法第十一條第三項に規定されている「防災の基本方針」について伺います。

消防庁の解説書によれば、「防災の基本方針」とは防災基本計画の基本となるべきもので我が国防災行政の最高方針であるとのことであり、しかし、この最高方針は実影も形もないというのが実態であります。このようなことでよいのでしょうか。私は、ぜひとも早急に策定すべきものと考えますけれども、総理のお考えを伺います。

また、本基本法の骨格とも言つべき防災基本計画については、昭和三十八年に決定されたもので、毎年見直すべきと規定されているにもかかわらず、ほとんど三十八年版そのままになっております。

またさらに、この基本計画については、平成四年に総務庁の行政監察において、現状を踏まえていない面があると指摘され、都市化の著しい進展等の変化を踏まえた検討を行うべきであるとの勧告がなされているのであります。本基本計画の見直しに関し、その進捗状況及び見直しについて総理の御見解を伺います。

今回の大震災では未曾有の被害を生じ、一家の大黒柱を失った家族、住宅ローンを抱えたまま住宅を失った人、工場・店舗などを失い大きな負債を抱えた人など、将来の生活再建の希望を失った

住民を多く出しております。被災住民の再建は自力救済を基本とし、政府、自治体は金融支援や税の一时的軽減などを中心に支援しておりますが、これでは不十分であることは言うまでもありません。

四月から六千億円の阪神・淡路大震災復興基金が設立されましたが、このような基金は災害発生の都度に基金規模や設立自体をめぐって問題になっているのが実情であります。このような心配がないように、災害対策基本法を改正して大規模災害や長期災害に備える恒久的基金を設立し、その活用方法も被災者救済をより濃くするなどして被災者の自立復興を効果的に支援する必要があると考えるものであります。このような国による恒久的基金の設立についての総理のお考えを伺いたいと思います。

次に、国際的な相互の支援体制について伺います。

国際的な支援体制の整備は今後もますます強化することが重要になっていくと考えますが、今回の大震災においては、海外からのレスキュー犬の入国手続に手間取るなど、支援の受け入れについて不適切な対応が目立ちました。その主な要因はどのようなものであったのでしょうか。また、今回の経験を踏まえて、これらに関連する規制緩和等の制度改正を行う必要があると思いますが、総理及び総務庁長官のお考えを伺います。

市民の自発的な救援活動、いわゆるボランティア

アは今回改めて注目されたところであります。しかし、法的にはその位置づけがなく、被災地の各自治体も受け入れ体制はほとんど整っていないのが実情でありました。今後はこのようなボランティアも救援活動の中でより重要な役割を果たすことが期待されますので、その位置づけを明確化すべきと考えます。このことを踏まえて、現在、議員立法として準備が急速に進められているボランティア基本法の制定に関し、総理の基本的見解を伺います。

今回提案された法改正の主眼は、災害時における緊急通行車両の通行を確保するため、警察官や自衛官等の権限の強化を図ることと理解しておりますが、強化される権限の悪用や乱用の防止策についても十分なものでなければなりません。この点に関し、総理及び国家公安委員長のお考えと決意を伺います。

次に、新幹線の安全対策について伺います。

今回の大震災によって新幹線は百数十本の橋脚が崩壊し、これを含めて合計七百本余の橋脚が損壊しました。列車の通行がなかったことが幸いして、これによって人命が失われることはたまたまなかったとはいえ、世界的に見ても史上最大級の大惨事を惹起する可能性を十二分に備えていたと考えるべきであります。一両に百人程度の乗客を乗せた十六両の車両が時速二百七十キロメートルのスピードで転覆すれば、近傍の住宅やビルも含めてどのようなことになったであらうでしょうか。

約七百本の橋脚が損壊したこの事実、これを総理及び所管の運輸大臣はどのように受けとめているのでしょうか。率直なお考えを伺います。

今回の大震災により都市高速道路の大規模な崩壊がありましたのは周知のとおりであります。都市高速道路については、今回の被災箇所のみにとどまらず、その教訓を生かして、全国の大都市圏の都市高速道路の見直しと補強の方針を明確に打ち出し、平成七年度補正予算においてもそれなりの予算を計上するなど具体的な措置をとりつつあると理解しておりますけれども、東海道・山陽新幹線については、被災箇所のみならず、通常運転に戻ってからのことと今や完全な通常運転に戻っておりません。約七百本の橋脚が損壊したという事実は史上最大の大惨事を想起させるに十分なものであります。今回のこの教訓を踏まえて、現行の東海道・山陽新幹線の全線にわたる安全性の総点検とそれに伴う対策を急ぐべきであるとして強く進言するものであります。平成七年度の予算にも補正予算にもその痕跡さえないのはどういうわけでありましょうか。この点に関する総理及び運輸大臣の見解を伺います。

次に、災害対策基本法の柱の一つである激甚災害について伺います。

災害対策基本法第九十七条を受けて制定されたいわゆる激甚法は、国の特別の財政援助や助成措置を規定しているものであり、高い率の国庫補助が得られるなど、被災地の復興・復興にとってか

けがえのない重要性があります。しかるに、この激甚法の対象事業には甚だ現状に合わないアンバランスや不公平が顕在化してきており、各分野から見直しの声が上がっております。

例えば、公共事業の分野では、道路は対象になっていないが信号機や道路標識は対象外となっている、下水道施設は対象となっているが上水道施設やごみ焼却場などの廃棄物処理施設は対象外となっているなど、全く理解の及ばないものがあります。また、理解の可否にとどまらず、現場ではこのための不安や心配、無用な手続など大きな口スが生じてしまっております。

今回の大震災に関して、このような矛盾やアンバランスを是正するために今回限りの特別立法を行って何とか対処しているのが実情であります。しかし、この趣旨は今回限りとするべきではなく、一般化してこそ今回の教訓を全国に生かしたことになるのではないのでしょうか。

私は、既にこの件について小里国務大臣から、十分留意いたしていくべきことであるとお答えをいただいております。被災地の生活者にとってこんなに大切な問題はありせん。激甚法の対象事業のアンバランスを見直し、適正化を図るべきであると強く主張するものであります。この点に関し、総理と国土庁長官の基本的な考えと取り組みについて明快な答弁を求めます。

今回提案された法改正のほかに、以上の質問を含む多くの問題や課題がありますが、そのほとんど

では総理が設置された防災問題懇談会で検討中であるとの説明も伺っております。

この懇談会とはどのような位置づけなのでしょう。懇談のサロンなのでしょう。法的な位置づけもなく私的諮問機関でもないこの懇談会に、このような重要問題のほとんどを任せきりにして、それを胸を張って御答弁の中心に据える、これは主体性がなく、頼り過ぎていくことになるのではないでしょうか。任せるのなら、問題の大きさに見合ったそれなりの位置づけを与えるべきと思いますが、この点について総理の明快な答弁を求めます。

最後に、一言申し添えたいと思います。

国民がそれぞれ高い税金を払っているのは、安全と安心が得られるからだと思料に信じているからではないのでしょうか。安全と安心の柱の一つこそ災害対策であることが今回の大震災によって明確に示されたのではないのでしょうか。国民の生命と財産を守る災害対策にもっと真剣になっていたきたい。

村山政治の本質は、人にやさしい政治ではなく、自分にやさしく人にはやらしい政治なりとの批判も聞いておりますが、どうか真剣な態度で御答弁くださいますようお願い申し上げます、私の質問を終わります。(拍手)

(国務大臣村山富市君登壇、拍手)

○国務大臣(村山富市君) 横尾議員の質問にお答えを申し上げます。

まず、災害対策の推進についての基本姿勢について御質問でございますが、今回の災害対策基本法の改正は、人命救助等への影響を考慮して、緊急に対応する必要があるものとして、道路上の放置車両等に関する規定の改正を行うことにしたものでございます。その他の項目につきましても、防災問題懇談会での議論を踏まえて必要な検討を行った上で適切に対処してまいります。

また、これまで政府としては、平成六年度の補正予算措置及びさきに採択をいただいた……(発言する者あり)ちょっと静かに聞きなさいよ。さきに採択をいただいた平成七年度補正予算において、緊急に行うべき災害対策について十分な額を計上する等の措置を講じてまいりました。

もとより、我が国は地震など各種災害に見舞われやすく、国民の生命、財産を守ることは国政の基本でございます。今後とも、政府といたしましては全力を挙げて災害対策に取り組んでまいり所存でございます。(発言する者あり)おたくの方からの質問に答えているんだから、静かに聞きなさいよ。

阪神・淡路大震災の政府の対応について御質問でございますが、政府といたしましては、今回の地震発生後、緊急対策本部や現地対策本部を設置するなど、政治のリーダーシップのもとにおいて、政府一体となって地元自治体と緊密な連携をとり、被災者の救援対策と復旧・復興対策に可能な限りの対応を行ってきたところでございます。

また、活力ある関西圏の一日も早い再生を目指して阪神・淡路復興対策本部や復興委員会を充足させるなど、これまでの前例にとられない措置等をとってまいりました。

ただ、初期期における政府の対応についてはいろいろと御批判や御意見のあることは十分承知をしており、私も機会あるごとに、今回の経験に照らし見直すべきところは率直に見直してまいりたいと申し上げてきたところでございます。このため、大規模地震発生時の第一次情報収集体制の強化と情報連絡体制の整備に関する当面の措置について本年二月に閣議決定を行ったほか、国会の御協力もいただき、平成六年度の補正予算措置及び平成七年度補正予算において緊急に行うべき災害対策について十分な額を計上するなどの措置を講じたところでございます。

また、各種災害対策の基本となる防災基本計画については、中央防災会議に専門委員会を設置をし実質的な対応が可能となるよう見直しを行っており、近く成案を取りまとめることとしております。また、災害対策基本法の見直しを含む災害対策全般の見直しについては、現在、防災問題懇談会において検討が進められており、本年十月をめぐりに結論を出すこととしております。

こうしたことから、今回の法改正は、特に緊急に対処すべきものとして道路上の放置車両等に関する規定の改正を行うこととしたものでございます。今後は、その他の項目についても、防災問題

懇談会等での議論を踏まえつつ必要な検討を行った上で適切に対処し、災害対策に万全を期してまいり所存でございます。

次に、「防災の基本方針」と防災基本計画の見直しについての御質問でございますが、「防災の基本方針」は防災基本計画の基礎となるべきもので、これまでも防災基本計画の冒頭に計画の基本構想としてその趣旨が記述されてきたところでございます。今後とも記述してまいり考えるであります。

防災基本計画の見直しにつきましては、現在、中央防災会議の防災基本計画専門委員会での検討を踏まえ、事務レベルで作業を行っているところでございます。新たな計画では、このたびの阪神・淡路大震災の経験等にかんがみ、実効性の高い計画とするため必要な施策を可能な限り具体的に記述するなどの見直しを行っており、近く成案を取りまとめることとしておるところでございます。(発言する者あり)ちょっと静かに聞きなさい。

次に、国に大規模災害等に備える恒久的基金を設置することについての御質問であります。災害発生後の対応策につきましても、災害の態様や規模に応じた施策をその都度ごとの確に講ずる必要がありますが、あらかじめ基金を設け、それによる対応を図ることは、資金の効率性や施策規模の柔軟性の点で問題点が出てくる可能性がございます。

したがって、現時点においては、あらかじめ国の基金を設立するということは困難と言わざるを得ません。むしろ、現行制度の適切な運用により、住民の立場に立ったきめ細かい対応をしてまいりたいと考えているところでございます。

次に、災害緊急時の海外からの支援の受け入れに関する御質問でございますが、このたびの阪神・淡路大震災に際し七十六の国・地域等から支援の申し出があり、そのうち四十四の国・地域からの支援を受けれたところでございます。不適切な対応が目立ったと言われますが、海外からの支援の申し出につきましては、政府といたしましては、現地における必要性及び対応体制に応じてお受けしたところでございます。

しかしながら、今後より一層円滑な受け入れが行われるよう、現在、海外からの支援につきまして、その受け入れ体制の整備に関する事項を防災基本計画の見直しの一環として検討いたしておるところでございます。

次に、災害に関連をして規制緩和のお尋ねがございましたが、公的規制は通常平時を想定しております。このような平常時の規制については今後とも着実に規制緩和を推進していくつもりでございますが、緊急時の規制のあり方につきましては、今後、運用面、法制面の両面にわたって検討していくべき課題であると考えております。

次に、災害時のボランティア活動の御質問でございますが、今回の阪神・淡路大震災における多く

のボランティアの方々の物心両面にわたる支援活動は、応急活動及び復旧活動を迅速かつ的確に行っていく上で重要な役割を担ったと認識をし、感謝いたしておるところでございます。災害時におけるボランティアの活性化を図るため、その活動の自主性を損なわない範囲内で活動環境の整備を行うことが必要であると認識をいたしております。

政府といたしましては、ボランティア問題に関する関係省庁連絡会議を設置し、法的整備等の必要性を含め、その環境整備のあり方について現在検討いたしているほか、災害時のボランティア活動の問題については、現在、中央防災会議の専門委員会で行われている防災基本計画の見直しの中で具体的な措置等について検討されております。また、災害対策基本法の見直しを含む全般的な防災対策の見直しを行っておる防災問題懇談会におきましても、現在、精力的に検討いただいておりますところでございます。

次に、ボランティア基本法の制定についてのお尋ねですが、今後、国際化や高齢化の進展などの環境変化に適切に対応していくためには、ボランティアや市民公益団体が行う市民公益活動の活性化が重要になると考えております。

政府といたしましては、現在、ボランティア問題に関する関係省庁連絡会議を設置し、法的整備などの必要性を含め、その環境整備のあり方について鋭意検討いただいておりますところでございます。

したがって、今の段階では、議員立法の動きについての見解を述べることは差し控えていただきたいと思います。

次に、今回の法改正に係る警察官等の権限についての御質問でございますが、阪神・淡路大震災においては、放置車両や家族等の安全を気遣う大量の車両が緊急車両の通行を妨げる等、災害応急対策に著しい支障を生じたところでございます。本改正法案は、こうした状況を踏まえ、警察官等に緊急通行車両の円滑な通行を確保するための必要最小限の権限を付与するものでありまして、損失補償の規定も設けているところでございます。

今回の改正は、災害時という非常事態にこうした権限を決めるものであり、万が一にも権限乱用とのそしりを受けることのないよう警察庁等関係省庁を指導していく所存でございます。

次に、山陽新幹線の高架橋等の柱が大きな被害を受けたことについてのお尋ねでございますが、これらの施設は過去最大級の地震に対応した構造となっていました。現実にはこれだけ多くの被害を受けたことについては政府としても重く受けとめているところでございます。

これらの被災施設の復旧に当たりましては、鉄道施設耐震構造検討委員会の意見を踏まえ、新しい知見によって今回程度の地震に耐えられるよう安全を第一として行ったところでございます。次に、現行新幹線の安全性総点検とそれに伴う

対策についてのお尋ねであります。既存の新幹線につきましては、現在、JR各社において施設の耐力等の総点検を鋭意実施いたしておるところでございます。

政府におきましても、現在、運輸省の鉄道施設耐震構造検討委員会において、既存施設の取り扱いを含めて鉄道施設の耐震性の向上について検討中であり、早期にその結論を得て適切な措置を講じてまいりたいと考えておるところでございます。

次に、激甚災害法の対象事業についての御質問でございます。激甚災害法は、著しく激甚である災害が発生した場合における国の地方公共団体に対する財政援助によりその財政負担を軽減することを目的の一つとしており、このような趣旨を踏まえて同法の支援対象が決められているところでございます。

同法の対象事業の範囲については、同法の制定の経緯・趣旨やこれまでの災害に対する支援措置とのバランス等を踏まえて決められているものであり、その見直しにつきましては、総合的、多角的観点から慎重かつ十分な検討が必要であると考えているところでございますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、防災問題懇談会についての御質問でございます。同懇談会は、政府として新しい災害対策を策定するに当たって、総理としての立場から、国、地方公共団体等における防災体制のあり

方を見定めていくため、各界各層を代表する有識者の方々の広範かつ多様な御議論をいただき、御意見を伺うために設置することとしたものでございます。必ずしも法的な位置づけが必要であるとは考えておりません。

同懇談会では、法律面のみならず、運用の実態まで踏み込んで自由な立場で幅広く検討いただいておりますが、十月をめどに御提言をいただくこととしており、政府部内でもその提言を十分吟味検討し、新たな災害対策の策定に反映させていただきます。御理解を賜りたいと存じます。

以下の質問については、関係大臣から答弁をさせていただきます。(拍手)

(国務大臣小澤潔登壇、拍手)
○国務大臣(小澤潔君) 横尾先生の御質問は三問と存じます。順次お答えをしたいと思います。

まず、災害対策の推進につきましての基本姿勢についての御質問であります。今回の災害対策基本法の改正は、人命救助等への影響にかんがみ、緊急に対処すべきものとして、道路上の放置車両等に関する規定の改正を行うこととしたものであります。

もとより、政府といたしましては、阪神・淡路大震災の経験を踏まえた災害対策全般の見直しを進める考えであり、その一環として、現在、学識経験者等により構成されている防災問題懇談会に

において検討が進められており、本年十月を目途に結論を出すこととしております。

政府といたしましては、その結果を踏まえ、災害対策基本法の見直しも含め、災害対策の充実強化に取り組みたいとしております。また、これまで政府としては、平成六年度に補正予算措置を講じたほか、平成七年度補正予算においても阪神・淡路大震災等関連経費はもちろんのこと、全国ベースでの地震災害等の防止のため緊急に対処すべき事業に必要な経費につきましても十分な額を計上する等の措置を講じてまいっております。

もとより我が国は地震など各種災害に見舞われやすく、国民の生命、財産を守ることが国政の基本であります。今後とも、政府といたしましては、全力を挙げて災害対策に取り組んでまいり所存であります。

次に、阪神・淡路大震災の政府の対応についての御質問であります。政府といたしましては、非常災害対策本部や緊急対策本部を設置し、関係機関が一丸となって、地元自治体との連携を密にしなが、被災者の救出、援護、各施設の早期復旧などあらゆる施策を講じてまいりました。

しかしながら、今回の地震では極めて甚大な被害が発生いたしました。私は、これを厳しく重く受けとめ、災害対策の充実強化には今後とも万全を期してまいり所存であります。

またこのたび、再び大規模災害が発生した場合に直ちに人命救助等に影響が生じるおそれがある

り、緊急に対応すべきものとして、道路上の放置車両等に関する規定の改正を行うこととしたものであります。

今後は、その他の項目についても防災問題懇談会での議論を踏まえつつ、必要な検討を行った上で適切に対処し、災害対策に万全を期してまいり所存であります。

次に、激甚災害法についての御質問であります。激甚災害法は、著しく激甚である災害が発生した場合における国の地方公共団体に対する財政援助によりその財政負担を軽減することを目的の一つとしており、このような趣旨を踏まえて同法の支援対象が定められているところであります。

具体的には、原則として法制定前に特例法によって国庫負担率や補助率の引き上げが行われていた事業で、従来、災害時の特例的な立法措置として慣例化したものを同法の対象としたところであります。

同法の対象事業の範囲につきましては、このような経緯・趣旨やこれまでの災害に対する支援措置とのバランス等を踏まえて決まっておりますものであり、その見直しについては総合的、多角的観点から慎重かつ十分な検討が必要であると考えております。

以上でございます。(拍手)

(国務大臣山口鶴男君登壇、拍手)

○国務大臣(山口鶴男君) 災害に関連して規制緩和のお尋ねがございましたが、緊急時の規制のあ

り方につきましては、今回の大震災の経験を踏まえまして、運用面あるいは法制面、両面にわたって今後検討していくべき課題であると認識をいたしております。

総務庁におきましては、阪神・淡路大震災に伴う対策の一環といたしまして、許可等の有効期間の延長等に関する緊急措置法案を今国会に提案いたしましたところであります。

なお、平常時の規制緩和につきましては、規制緩和推進計画に基づきまして着実に推進してまいります。(拍手)

(国務大臣野中広務君登壇、拍手)

○国務大臣(野中広務君) 横尾議員の私に対する御質問にお答えをいたします。

御審議をお願いいたしております改正法案は、警察官の運転者等に対する措置命令及び警察官みずから行う措置等、災害が発生し、またはまさに発生しようとする場合におきます警察官等の権限を規定しているところであります。

これは、先ほど総理からも御答弁申し上げましたように、このたびの阪神・淡路大震災におきまして、放置車両や大量の避難車両、家族の安否を気遣う車両等によりまして緊急通行車両が円滑に通行することができず、災害応急対策に著しい支障を来しましたことから、その教訓から警察官に緊急通行車両の円滑な通行を確保するための必要最小限の権限を付与するものであります。また、やむを得ず車両等を破損した場合にはその損失補償を行うこととしております。

償を行うこととしております。

今回の改正は、災害時という非常事態にこうした権限を定めるものでありまして、総理も御答弁申し上げましたように、万が一にも権限乱用とのそしりを受けることのないよう、法の施行に当たっては各都道府県警察を厳正に指導していきましますとともに、警察官に対する教育・訓練の徹底に努め、法の適正運用を図っていく所存であります。(拍手)

(国務大臣亀井静香君登壇、拍手)

○国務大臣(亀井静香君) お答えをいたします。

新幹線の建設につきましては、先ほど総理からも御答弁申し上げましたけれども、過去、我が日本列島を襲いました関東大震災等最大級の地震にも十分耐え得る、そうした耐震性の基準に基づいて建設をされたわけでございますけれども、結果は極めて無残なことでございました。私どもは極めて深刻に受けとめておるわけでございます。

そういうことで、直ちに耐震構造検討委員会を設置いたしまして、委員の皆様方に現地で数回にわたりましての克明な御調査をお願い御検討をいただきまして、復旧につきましても、安全性を第一というところで、開通の期限を決めないで徹底した安全性を確保した上で開通をいたしました。さらに既存の新幹線あるいは新線の建設につきましても、検討委員会の御検討を十分勘案しながら運輸省、J Rの技術陣が総がかりで総点検を実施いたしました。

その結果、当面応急的な措置を講じておるところであります。議員の御質問の、私、聞き違ひをしておればお許しを願いたいんですが、議員の質問の中で、予算上の措置を耐震性向上について、これについて措置していないというような趣旨の御質問がございましたが、百四十三億円の措置を第一次補正できっちりいたしております。

以上でございます。(拍手)

○議長(原文兵衛君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(原文兵衛君) 日程第一 育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。労働委員長笹野貞子君。

(審査報告書及び議案は本号末尾に掲載)

(笹野貞子君登壇、拍手)

○笹野貞子君 育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、労働委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

この法律案の内容については、既に本会議において趣旨説明が行われておりますので、簡潔に申し上げます。

本法律案は、少子・高齢化の急速な進展等に伴

い家族の介護が男女労働者にとってその職業生活と家庭生活を両立していく上での重要な課題となっていくことから、介護休業制度を設けるとともに、事業主や家族を介護する労働者等に対する支援措置を行うものとしております。

なお、衆議院におきまして、事業主は介護休業制度が義務化される前においても介護休業制度を導入するように努めること等の修正が行われております。

委員会におきましては、星野朋市君外三名発議の介護休業等に関する法律案と一括して審査し、

その中では、休業期間、取得回数、実施時期、対象家族の範囲、休業中の所得保障、取得したことによる不利益取扱いの防止など介護休業制度の内容についての質疑のほか、中小企業の負担軽減策、高齢者介護政策における介護休業制度の位置づけ、介護労働力の確保対策、介護問題における企業の責任等について質疑が行われました。この

間、参考人から意見聴取を行ったほか、仙台市において地方公聴会を開催いたしました。これらの内容は会議録によって御承知いただきたいと存じます。

なお、介護休業等に関する法律案は、去る六月一日、撤回されました。

質疑を終了いたしましたところ、平成会の星野委員より、休業期間について原案の三カ月間を一年間に延長すること、取得回数について、原案の対象家族一人につき一回を、一の継続する要介護

状態につき一回とすること、実施時期を原案の平成十一年四月一日から平成八年四月一日に早めること等を内容とする修正案が提出されました。

次いで、日本共産党の吉川理事より、休業期間を一年間に延長すること、取得回数の制限を撤廃すること、解雇、原職または原職相当職への復帰の拒否その他不利益な取扱いを禁止し、その違反に対する罰則を設けること、実施時期を平成八年四月一日に早めること等を内容とする修正案が提出されました。

両修正案は予算を伴うものでありますので、内閣の意見を聴取いたしましたところ、浜本労働大臣より両修正案に反対である旨の発言がありました。

次いで、討論に移りましたところ、まず平成会を代表して武田委員より原案に反対、平成会提出の修正案に賛成、日本共産党提出の修正案に反対する旨の意見が述べられました。

次に、自由民主党及び日本社会党・護憲民主連合を代表して庄司理事より原案に賛成、両修正案に反対する旨の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、両修正案は賛成少数をもっていずれも否決され、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、各会派共同提案による附帯決議を全会一致をもって行いました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(原文兵衛君) 本案に対し討論の通告がございます。発言を許します。足立良平君。

(足立良平君登壇、拍手)

○足立良平君 私は、平成会を代表して、ただいま議題となりました政府提出、育児休業法の一部を改正する法律案に対して、反対の立場から討論を行います。

我が国では現在、世界に例を見ない速さで社会の少子・高齢化が進展しており、それに伴って介護を要する高齢者が数多く発生していること、及び高齢者を介護する若い世代の人数が急激に減少していることは厳然たる事実であります。

私たちは、高齢化社会の諸問題に対しては、自助、共助、公助、つまり、みずから助ける、ともに助け合う、公で助けるの最適な組み合わせによる重層的対応を原則としつつ、とりわけ年老いた親などの介護の問題については、介護施設の増設など公的介護体制の整備によって対応すべきであると考えております。

しかしながら、公的介護体制の整備のための新ゴールドプランは、財源の問題をあいまいにしたままであり、その進捗は期待に反して大幅におくることが必至であります。

このような状況の中で、毎年八万人を超える労働者が介護のために退職せざるを得ない現状に対応するため、事業主の方々に共助の観点から御協力いただき、公的介護施設への入所等の公助による対応が可能となるまでの一定期間、労働者が介

護のために安心して休業できる権利を法律により保障することは、今日の政治の果たすべき緊急の課題であります。

本日議題となりました政府案は、基本的には私たちと共通した政策を一応志向しつつも、その内容は極めて不十分なものであると断ぜざるを得ません。

まず、本案によりますと、介護休業期間は時間短縮措置と合せてわずか三カ月、また介護休業の取得は要介護者一人につき一回に制限されていますが、これでは介護施設への入所に一年を超える待ち時間を要するという現実、また要介護状態が再び発生することがあるという現実に到底対応できる内容ではありません。

また、施行期日を平成十一年四月とする本案は、中小企業における労働組合の低い組織率が示すように、実質的には労使交渉による自主的な制度の導入が困難な現状においては、まさに中小企業に働く四千万人の労働者の大半を切り捨てることに等しいことと言わねばなりません。

さらに本案は、介護休業の対象者の範囲に同居の親族を含んでいないほか、介護休業の取得による不利益取り扱いを禁止していないこと、また介護休業中の所得保障や社会保険料の免除などの経済的支援措置も規定されていないことなど、制度を有効に活用するための配慮が残念ながら全くなされておられません。

これに対して私たち平成会は、介護休業の必要

性、緊急性をより深刻に認識し、介護休業等に関する法律案を提出して審議をお願いいたします。

その内容は、第一に、権利としての介護休業期間を時間短縮と合せて一年間とすること、第二に、介護を要する状態ごとに介護休業を取得できるとすることにより、新たに介護を必要とする事態が発生した場合にも対応できるようにすること、第三に、介護休業期間中の所得保障を行うことにより、介護休業による経済的損失を可能な限り補完して、安心して介護休業を取得できるようにすること、第四に、平成八年四月から施行することにより、今この時点においても介護のために退職を余儀なくされている労働者を可能な限り早期に救済すること、また早期の法制化による激変を緩和するため、とりわけ中小企業に対して手厚い助成等の特別措置を行うことなどを主たる内容とするものであります。

労働委員会におきましては、残念ながら我々の主張は修正案の形で否決されましたが、この平成会案の主張こそ、迫り来る高齢化社会の中で一刻も早い実効性のある介護休業制度の実現を望む生活者、勤労者の切実な要望にこたえるものであると確信するものであります。

「人にやさしい政治」を標榜される社会党の村山総理のもと、なぜかとも不十分な内容の法案を取りまとめられたのか理解に全く苦しむものであります。

また、介護休業期間を一年とすることは公的介護体制の整備に矛盾し、かえって女性の介護負担を増大させかねないという与党の御主張は、公的介護体制の整備が大きく立ちおくれている現実に目をつぶり、男女の役割分担の流動化の努力をあらかじめ放棄するものであり、理論をもって現実を裁断する本末転倒の議論であると言わざるを得ません。

また、衆議院段階での異例の与党各党による修正も、努力規定、見直し規定の追加にすぎず、政府案を何ら実質的に前進させるものとは言えません。

以上の認識に立ち、私は本法案に対する反対を最後に強く訴え、討論といたします。(拍手)

○議長(原文兵衛君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(原文兵衛君) これより採決をいたします。

〔賛成者起立〕

○議長(原文兵衛君) 過半数と認めます。よって、本案は可決されました。

○議長(原文兵衛君) 日程第二 高齢社会対策基本法案(国民生活に関する調査会長提出)を議題といたします。

まず、提出者の趣旨説明を求めます。国民生活に関する調査会長鈴木省吾君。

〔議案は本号末尾に掲載〕

〔鈴木省吾君登壇、拍手〕

○鈴木省吾君 ただいま議題となりました法律案につきまして、国民生活に関する調査会を代表して、その提案の趣旨及び主な内容を御説明申し上げます。

本法律案は、本格的高齢社会への対応を今期の調査テーマとして、これまで三年間にわたって行ってきた調査活動の成果を踏まえて、去る二日、各会派の総意をもちまして起草、提出したものであります。

我が国におきましては、国民のたゆまぬ努力によりまして、かつてない経済的繁栄を築き上げるとともに、人類の願望である長寿を享受できる社会を実現しつつあります。今後、長寿をすべての国民が喜びの中で迎え、高齢者が安心して暮らすことのできる社会の形成が望まれております。そのような社会は、すべての国民が安心して暮らすことのできる社会でもあります。

しかしながら、我が国の人口構造の高齢化は極めて急速に進んでおり、遠からず世界に例を見ない水準の高齢社会が到来するものと見込まれておりますが、高齢化の進展の速度に比べて国民の意識や社会のシステムの対応はおくれており、国民

の間には高齢化やみずからの高齢期に対する不安が生じております。

かような事態に対処して、国民一人一人が生涯にわたって真に幸福を享受できる社会を築き上げるためには、雇用、年金、医療、福祉、教育、社会参加、生活環境等に係るシステムが高齢社会にふさわしいものとなるよう不断に見直し、適切なものとしていく必要があります。

このため、あるべき社会の姿を明示するとともに、その方向に沿って、国及び地方公共団体はもとより、企業、地域社会、家庭及び個人が相互に協力しながら、それぞれの役割を積極的に果たし、社会のシステムを再構築していかなければなりません。

本法律案は、このような状況にかんがみ、高齢社会対策に関し基本理念を定めること等によって高齢社会対策を総合的に推進し、もって経済社会の健全な発展と国民生活の安定向上を図ろうとするものであります。

次に、本法律案の主な内容につきまして御説明申し上げます。

第一は、前文についてであります。

この法律案におきましては、特に前文を設け、法制定の趣旨を明らかにしております。

第二は、基本理念についてであります。

高齢社会対策は、国民が生涯にわたって就業その他の多様な社会的活動に参加する機会が確保される公正で活力ある社会、国民が生涯にわたって

社会を構成する重要な一員として尊重され、地域社会が自立と連帯の精神に立脚して形成される社会、国民が生涯にわたって健やかで充実した生活を営むことができる豊かな社会が構築されることを基本理念として行われなければならないこととしております。

第三は、国及び地方公共団体の責務等についてであります。

国は、高齢社会対策を総合的に策定及び実施する責務を有することとし、また地方公共団体は、国と協力しつつ、当該地域の社会的、経済的状况に応じた施策を策定及び実施する責務を有することとしております。さらに、国民は、高齢化の進展に伴う経済社会の変化についての理解を深め、相互の連帯を強めるとともに、みずからの高齢期において健やかで充実した生活を営むことができることとなるよう努めることとしてしております。

第四は、施策の大綱についてであります。

政府は、政府が推進すべき高齢社会対策の指針として、基本的かつ総合的な高齢社会対策の大綱を定めることとしております。

第五は、国会への年次報告についてであります。

政府は、毎年、政府が講じた高齢社会対策の実施の状況及び高齢化の状況を考慮して講じようとする施策等に関して国会に報告することとしております。

第六は、基本的施策についてであります。

就業及び所得、健康及び福祉、学習及び社会参加、生活環境の四つの分野において国が講ずべき施策の基本的な方向を定めております。

第七は、高齢社会対策会議の設置についてであります。

総理府に、内閣総理大臣を会長とし、関係行政機関の長のうちから内閣総理大臣が任命する委員から成る高齢社会対策会議を置き、高齢社会対策の大綱の案の作成、必要な関係行政機関相互の調整等を行うこととするなど、高齢社会対策会議に関する規定を定めております。

以上がこの法律案の趣旨及び主な内容であります。

何とぞ速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。(拍手)

○議長(原文兵衛君) これより採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(原文兵衛君) 総員起立と認めます。

よって、本案は全会一致をもって可決されました。

題いたします。

まず、委員長の報告を求めます。内閣委員長岡野裕君。

(審査報告書及び議案は本号末尾に掲載)

(岡野裕君登壇、拍手)

○岡野裕君 ただいま議題となりました法律案につきまして、御報告申し上げます。

本法律案は、土地利用に係る社会経済情勢の変化にかんがみ、大深度地下の適正かつ計画的な利用の確保とその公共的利用の円滑化に資するため、総理府に臨時大深度地下利用調査会を設置しようとするものであります。

その内容を申し上げますと、調査会は、内閣総理大臣の諮問に応じ、大深度地下の利用に関する諸問題について広くかつ総合的に検討を加え、大深度地下の利用に関する基本理念及び施策の基本となる事項並びに大深度地下の公共的利用の円滑化を図るための施策に関する事項について調査審議することとしております。

内閣総理大臣は、調査会の答申及び意見を受けたときは、これを尊重するとともに、これを国会に報告することとしております。

また、調査会の構成は、大深度地下の利用に関する諸問題についてすぐれた識見を有する者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する十二人以内の委員をもって組織することと

○議長(原文兵衛君) 日程第三 臨時大深度地下利用調査会設置法案(野沢太三君外四名発議)を議

しております。

なお、調査会は、本法施行の日から三年を経過した日に廃止されることとしております。

委員会におきましては調査会の審議の進め方等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

次いで、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(原文兵衛君) これより採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(原文兵衛君) 総員起立と認めます。

よって、本案は全会一致をもって可決されました。

本日はこれにて散会いたします。

午前十一時三十八分散会

出席者は左のとおり。

議長	原 文兵衛君
副議長	赤 桐 操君
議員	横尾 和伸君 荒木 清寛君
	都築 讓君 山崎 順子君

北村 哲男君	武田 節子君	下稲葉耕吉君	永田 良雄君	板垣 正君	大河原太一郎君
山下 栄一君	寺澤 芳男君	柳川 覺治君	竹山 裕君	喜岡 淳君	谷畑 孝君
泉 信也君	浜四津敏子君	岡野 裕君	岡部 三郎君	吉田 達男君	萱野 茂君
北澤 俊美君	長谷川 清君	高木 正明君	田沢 智治君	栗原 君子君	峰崎 直樹君
平野 貞夫君	猪熊 重二君	鈴木 省吾君	遠藤 要君	今井 澄君	川橋 幸子君
中川 嘉美君	刈田 貞子君	坂野 重信君	林田悠紀夫君	堀 利和君	肥田美代子君
直嶋 正行君	星野 朋市君	伊江 朝雄君	宮澤 弘君	日下部徳代子君	櫻井 規順君
木暮 山人君	風間 紀君	村上 正邦君	鹿熊 安正君	深田 肇君	菅野 壽君
牛嶋 正君	田村 秀昭君	尾辻 秀久君	大島 慶久君	篠崎 年子君	大淵 絹子君
小林 正君	足立 良平君	真島 一男君	関根 則之君	竹村 泰子君	千葉 景子君
片上 公人君	和田 教美君	山崎 正昭君	松谷蒼一郎君	一井 淳治君	渡辺 四郎君
高桑 栄松君	中村 鋭一君	服部三男雄君	野間 赴君	山口 哲夫君	薬科 満治君
林 寛子君	及川 順郎君	加藤 紀文君	岡 利定君	上山 和人君	洲上 貞雄君
鶴岡 洋君	大久保直彦君	河本 三郎君	清水 達雄君	糸久八重子君	久保田真苗君
石井 一二君	井上 計君	橘崎 泰昌君	片山虎之助君	上野 雄文君	浜本 万三君
永野 茂門君	堂本 暁子君	佐藤 静雄君	井上 章平君	龜山 篤君	青木 新次君
西岡瑠璃子君	河本 英典君	陣内 孝雄君	二木 秀夫君	小川 仁一君	鈴木 和美君
鈴木 栄治君	安恒 良一君	松浦 孝治君	鈴木 貞敏君	及川 一夫君	大森 昭君
椎名 素夫君	三石 久江君	中曾根弘文君	野沢 太三君	志苦 裕君	武田邦太郎君
紀平 梯子君	溝手 顯正君	木宮 和彦君	小野 清子君	西川 潔君	西山登紀子君
前島英三郎君	狩野 安君	久世 公麿君	倉掛 哲男君	島袋 宗康君	小島 慶三君
坪井 一字君	吉村剛太郎君	志村 哲良君	倉田 寛之君	阪 正敏君	山田 俊昭君
上野 公成君	清水嘉与子君	上杉 光弘君	井上 孝君	林 紀子君	清水 澄子君
南野知恵子君	石渡 清元君	大浜 方栄君	森山 眞弓君	野別 隆俊君	庄司 中君
成瀬 守重君	守住 有信君	増岡 康治君	松浦 功君	猪木 寛至君	國弘 正雄君
矢野 哲朗君	浦田 勝君	大木 浩君	斎藤 十朗君	下村 泰君	吉川 春子君
青木 幹雄君	宮崎 秀樹君	井上 吉夫君	佐々木 満君	山本 正和君	田 英夫君
石井 道子君		岩崎 純三君	井上 裕君	吉岡 吉典君	佐藤 三吾君

議長の報告事項 去る五月三十一日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 内閣委員 辞任 寺崎 昭久君 補欠 吉田 久之君 大蔵委員 辞任 吉田 久之君 補欠 寺崎 昭久君 商工委員 辞任 梶原 敬義君 補欠 梶原 敬義君 運輸委員 辞任 穂山 篤君 補欠 穂山 篤君 通信委員 辞任 及川 一夫君 補欠 角田 義二君 労働委員 辞任 角田 義一君 補欠 及川 一夫君 同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。 平和的目的のための宇宙の探査及び利用における協力のための損害賠償責任に係る相互放棄に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件 政府調達に関する協定の締結について承認を求めるの件	松前 達郎君 笹野 貞子君 有働 正治君 橋本 敦君 聽濤 弘君 瀬谷 英行君 市川 正一君 立木 洋君 上田耕一郎君 内閣総理大臣 村山 富市君 厚生 大臣 井出 正一君 通商産業大臣 橋本龍太郎君 運輸 大臣 亀井 静香君 労働 大臣 浜本 万三君 自治 大臣 野中 広務君 国務 大臣 (国家公安委員会委員長) 五十嵐広三君 国務 大臣 (内閣官房長官) 山口 鶴男君 国務 大臣 (総務庁長官) 小澤 潔君 国務 大臣 (国土庁長官) 宮下 創平君 国務 大臣 (環境庁長官) 田中 節夫君 警察庁交通局長 村瀬 興一君 国土庁防災局長 小林 秀賢君 厚生省生活衛生局長 齊藤 真人君 通商産業省環境立地局長	めるの件 同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。 農産物検査法の一部を改正する法律案 保険業法案 保険業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案 同日議員から次の質問主意書が提出された。 現職自衛官によるオウム真理教に対する部内資料提供に関する質問主意書(改正敏君提出) 同日次の質問主意書を内閣に転送した。 防衛庁・自衛隊における法律秘の定義に関する質問主意書(改正敏君提出) 同日本院は、裁判官訴追委員北村哲男君の辞任を許可し、その補欠として次の者を選挙した旨本院事務総長から裁判官訴追委員会委員長及び衆議院事務総長に通知した。 会田 長栄君 同日本院は、科学技術会議議員に森巨君を任命することに同意した旨内閣に通知した。 同日本院は、公害等調整委員会委員に文田久雄君及び宮瀬洋一君を任命することに同意した旨内閣に通知した。 同日本院は、証券取引等監視委員会委員長に水原敏博君、同委員に佐藤ギン子君及び成田正路君を任命することに同意した旨内閣に通知した。 同日本院は、社会保険審査会委員に藤田恒雄君を任命することに同意した旨内閣に通知した。 同日本院は、中央社会保険医療協議会委員に金森久雄君を任命することに同意した旨内閣に通知した。 同日本院は、運輸審議会委員に黒川武君を任命することに同意した旨内閣に通知した。 同日本院は、日本放送協会経営委員会委員に青木彰君、小林庄一郎君、塩谷稔君、仁田一也君及び藤野貞雄君を任命することに同意した旨内閣に通知した。 同日国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。 平和的目的のための宇宙の探査及び利用における協力のための損害賠償責任に係る相互放棄に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件 政府調達に関する協定の締結について承認を求めるの件 同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。 農産物検査法の一部を改正する法律 保険業法 保険業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律 去る一日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 内閣委員 辞任 木庭健太郎君 補欠 山下 栄一君
---	--	--

地方行政委員	辞任	補欠	同日議長において、次のとおり調査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
文教委員	辞任	補欠	国際問題に関する調査会委員
通信委員	辞任	補欠	国民生活に関する調査会委員
労働委員	辞任	補欠	同日議員から次の議案が提出された。よって議長は即日これを内閣委員会に付託した。
建設委員	辞任	補欠	臨時大深度地下利用調査会設置法案(野沢太三君外四名発議)(参第五号) 同日次の議案は、発議者から撤回の申出があり、労働委員会においてこれを許可した。 介護休業等に関する法律案(星野朋市君外三名発議)(参第四号) 同日、去る五月二十二日予備審査のため衆議院に送付した次の議案は、発議者から撤回の申出があり、委員会においてこれを許可した旨同院に通知した。
予算委員	辞任	補欠	介護休業等に関する法律案(星野朋市君外三名発議) 同日衆議院から、本院の送付した次の内閣提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。
地方分権及び規制緩和に関する特別委員	辞任	補欠	農業者年金基金法の一部を改正する法律案
厚生委員	辞任	補欠	同日衆議院から、本院の送付した次の内閣提出案は、同院においてこれを承認することを議決した旨の通知書を受領した。
農林水産委員	辞任	補欠	地方自治法第百五十六條第六項の規定に基づき、農林水産消費技術センターの設置に関し承認を求めの件
商工委員	辞任	補欠	同日委員長から次の報告書が提出された。 育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第二八号)審査報告書
通信委員	辞任	補欠	同日衆議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。
労働委員	辞任	補欠	農業者年金基金法の一部を改正する法律 同日衆議院議長から、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。
建設委員	辞任	補欠	地方自治法第百五十六條第六項の規定に基づき、農林水産消費技術センターの設置に関し承認を求めの件 去る二日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
地方分権及び規制緩和に関する特別委員	辞任	補欠	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

地方分権及び規制緩和に関する特別委員

辞任 補欠

川橋 幸子君 稲村 稔夫君
佐藤 三吾君 瀬谷 英行君

同日議長において、次のとおり調査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

国際問題に関する調査会委員

辞任 補欠

國弘 正雄君 田 英夫君
国民生活に関する調査会委員

辞任 補欠

岩崎 純三君 佐藤 静雄君
溝手 顕正君 矢野 哲朗君
大脇 雅子君 喜岡 淳君
田 英夫君 國弘 正雄君

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

内閣委員会

理事 瀬谷 英行君 (瀬谷英行君の補欠)

同日調査会長から次の議案が提出された。

高齢社会対策基本法案(国民生活に関する調査会長提出)(参第六号)

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律案(閣法第九十七号)

災害対策基本法の一部を改正する法律案(閣法第一〇二号)

同日議長は、次の議員提出案を委員会に付託した。

ポランティア基本法案(広中和歌子君外三名発議)(参第二号)

内閣委員会に付託
地方自治法の一部を改正する法律案(石井一二君外一名発議)(参第一号)

地方行政委員会に付託

同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

臨時大深度地下利用調査会設置法案(野沢太三君外四名発議)

同日議長は、次の調査会長提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

高齢社会対策基本法案(国民生活に関する調査会長提出)

同日委員長から次の報告書が提出された。

臨時大深度地下利用調査会設置法案(参第五号) 審査報告書

同日議員から次の質問主意書が提出された。

教範類の雑誌掲載に関する質問主意書(改正教君提出)

同日内閣から、交通安全対策基本法第十三条の規定に基づく「平成六年度交通事故の状況及び交通安全施策の現況及び「平成七年度において実施すべき交通安全施策に関する計画」の報告を受領した。

同日内閣総理大臣から議長宛、左記のとおり異動

があったのでその政府委員としての資格を失った旨の通知書を受領した。

記

異動前の氏名 異動後の氏名 異動年月日
官職名 官職名
厚生省老人保健福祉局長 阿部 正俊 (退職) 平七六二

審査報告書

育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案
右は多数をもって可決すべきものと議決した。
よって要領書を添えて報告する。

平成七年六月一日

労働委員長 笹野 貞子
参議院議長 原文兵衛殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、少子・高齢化の急速な進展、核家族化等に伴い、家族介護の問題が、労働者の職業生活と家庭生活との両立を図る上で重大な問題となっていることにかんがみ、家族の介護を行う労働者等の雇用の継続及び再就職の促進を図るため、介護休業に関する制度等を設けるとともに、必要な支援措置を行おうとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行に要する経費として、平成七年度において、一般会計予算に千六百万円、労働保険特別会計予算の雇用勘定に七十億七千六百万円が計上されている。

附帯決議

少子・高齢化社会の中で労働者が仕事と育児・介護との両立を図り、職業生活においてその能力を有効に発揮できる環境を整備するため、政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一、介護休業制度が義務化されるまでの間においても、各事業所における可能な限り早期の介護休業制度の導入を推進するため、中小企業に対する配慮を行いつつ、事業主に対する格段の相談・指導・援助に努めること。

二、事業所における介護休業及び勤務時間短縮等の措置の制度化に当たっては、介護を必要とする期間・回数等について、法で定める最低基準を上回る内容となるよう、労使の努力を促すよう努めること。

三、育児休業及び介護休業の取得者の代替要員確保のための対策の充実強化を図ること。

四、介護休業中の経済的援助については、介護休業が義務化されるまでに検討を進め、その結果に基づき、所要の措置を講ずること。

五、介護休業制度の対象者に期間雇用労働者で

第二項及び第三項、第九条第二項第一号、第十三条並びに第二十五条第一項第二号及び第二項に、「第十二条第一項」を「第十六条」に改め、同条を第四十三条とする。

第十三条を削る。

第十二条第一項中「第八条」を「第十一条」に改め、同条第二項及び第三項を削り、同条を第十六条とし、同条の次に次の一章並びに章名及び四条を加える。

第四章 対象労働者等に対する支援措置

第一節 国等による援助

(事業主等に対する援助)

第十七条 国は、対象労働者、子の養育又は家族の介護を行うこととなる労働者及び育児等退職者(以下「対象労働者等」という。)の雇用の継続、再就職の促進その他これらの者の福祉の増進を図るため、事業主、事業主の団体のその他の関係者に対して、対象労働者及び子の養育又は家族の介護を行うこととなる労働者の雇用される事業所における雇用管理、再雇用特別措置その他の措置についての相談及び助言、給付金の支給その他の必要な援助を行うことができる。

(相談、講習等)

第十八条 国は、対象労働者及び子の養育又は家族の介護を行うこととなる労働者に対して、これらの者の職業生活と家庭生活との両立の促進等に資するため、必要な指導、相

談、講習その他の措置を講ずるものとする。

2 地方公共団体は、国が講ずる前項の措置に準じた措置を講ずるように努めなければならない。

(再就職の援助)

第十九条 国は、育児等退職者に対して、その希望するときに再び雇用の機会が与えられるようにするため、職業指導、職業紹介、職業能力の再開発の措置その他の措置が効果的に関連して実施されるように配慮するとともに、育児等退職者の円滑な再就職を図るために必要な援助を行うものとする。

(勤労者家庭支援施設)

第二十条 地方公共団体は、必要に応じ、勤労者家庭支援施設を設置するように努めなければならない。

2 勤労者家庭支援施設は、対象労働者等に対して、職業生活と家庭生活との両立に関し、各種の相談に応じ、及び必要な指導、講習、実習等を行い、並びに休養及びレクリエーションのための便宜を供与する等対象労働者等の福祉の増進を図るための事業を総合的に行うことを目的とする施設とする。

3 労働大臣は、勤労者家庭支援施設の設置及び運営についての望ましい基準を定めるものとする。

4 国は、地方公共団体に対して、勤労者家庭支援施設の設置及び運営に関し必要な助言、

指導その他の援助を行うことができる。

(勤労者家庭支援施設指導員)

第二十一条 勤労者家庭支援施設には、対象労働者等に対する相談及び指導の業務を担当する職員(次項において「勤労者家庭支援施設指導員」という。)を置くように努めなければならない。

2 勤労者家庭支援施設指導員は、その業務について熱意と識見を有し、かつ、労働大臣が定める資格を有する者のうちから選任するものとする。

第二節 指定法人

(指定等)

第二十二条 労働大臣は、対象労働者等の福祉の増進を図ることを目的として設立された民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の法人であつて、第二十四条に規定する業務に関し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、全国に一を限り、同条に規定する業務を行う者として指定することができる。

一 職員、業務の方法その他の事項についての業務の実施に関する計画が適正なものであり、かつ、その計画を確実に遂行するに足る経理的及び技術的な基礎を有すると認められること。

二 前号に定めるもののほか、業務の運営が適正かつ確実に行われ、対象労働者等の福

祉の増進に資すると認められること。

2 労働大臣は、前項の規定による指定をしたときは、同項の規定による指定を受けた者(以下「指定法人」という。)の名称及び住所並びに事務所の所在地を公示しなければならない。

3 指定法人は、その名称及び住所並びに事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を労働大臣に届け出なければならない。

4 労働大臣は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

(指定の条件)

第二十三条 前条第一項の規定による指定には、条件を付け、及びこれを変更することができる。

2 前項の条件は、当該指定に係る事項の確実な実施を図るために必要な最小限度のものに限り、かつ、当該指定を受ける者に不当な義務を課することとなるものであってはならない。

(業務)

第二十四条 指定法人は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 対象労働者及び育児等退職者の職業生活及び家庭生活に関する調査研究を行うこと。

二 対象労働者及び育児等退職者の職業生活及び家庭生活に関する情報及び資料を総合的に収集し、並びに対象労働者等、事業主その他の関係者に対して提供すること。 三 次条第一項に規定する業務を行うこと。 四 前三号に掲げるもののほか、対象労働者等の福祉の増進を図るために必要な業務を行うこと。 (指定法人による福祉関係業務の実施) 第二十五条 労働大臣は、指定法人を指定したときは、指定法人に第十七条から第二十条までに規定する国の行う業務のうち次の各号に掲げる業務(以下「福祉関係業務」という。)の全部又は一部を行わせるものとする。 一 対象労働者及び子の養育又は家族の介護を行うこととなる労働者の雇用管理及び再雇用特別措置に関する技術的事項について、事業主その他の関係者に対し、相談その他の援助を行うこと。 二 第十七条の給付金であつて労働省令で定めるものを支給すること。 三 対象労働者及び子の養育又は家族の介護を行うこととなる労働者に対し、これらの者の職業生活と家庭生活との両立に関して必要な相談、講習その他の援助を行うこと。 四 育児等退職者に対し、再就職のための援助を行うこと。	五 前各号に掲げるもののほか、対象労働者等の雇用の継続、再就職の促進その他これらの者の福祉の増進を図るために必要な業務を行うこと。 2 前項第二号の給付金の支給要件及び支給額は、労働省令で定めなければならない。 3 指定法人は、福祉関係業務の全部又は一部を開始する際、当該業務の種類ごとに、当該業務を開始する日及び当該業務を行う事務所の所在地を労働大臣に届け出なければならない。指定法人が当該業務を行う事務所の所在地を変更しようとするときも、同様とする。 4 労働大臣は、第一項の規定により指定法人に行わせる福祉関係業務の種類及び前項の規定による届出に係る事項を公示しなければならない。 (業務規程の認可) 第二十六条 指定法人は、福祉関係業務を行うときは、当該業務の開始前に、当該業務の実施に関する規程(以下「業務規程」という。)を作成し、労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。 2 労働大臣は、前項の認可をした業務規程が福祉関係業務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、その業務規程を変更すべきことを命ずることができる。 3 業務規程に記載すべき事項は、労働省令で	定める。 (福祉関係給付金の支給に係る労働大臣の認可) 第二十七条 指定法人は、福祉関係業務のうち第二十五条第一項第二号に係る業務(次条及び第三十四条において「給付金業務」という。)を行う場合において、自ら同号の給付金の支給を受けようとするときは、労働省令で定めるところにより、労働大臣の認可を受けなければならない。 (報告) 第二十八条 指定法人は、給付金業務を行う場合において当該業務に関し必要があると認めるときは、事業主に対し、必要な事項について報告を求めることができる。 (事業計画等) 第二十九条 指定法人は、毎事業年度、労働省令で定めるところにより、事業計画書及び収支予算書を作成し、労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。 2 指定法人は、労働省令で定めるところにより、毎事業年度終了後、事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録を作成し、労働大臣に提出し、その承認を受けなければならない。 (区分経理) 第三十条 指定法人は、福祉関係業務を行う場	合には、福祉関係業務に係る経理とその他の業務に係る経理とを区分して整理しなければならない。 (交付金) 第三十一条 国は、予算の範囲内において、指定法人に対し、福祉関係業務に要する費用の全部又は一部に相当する金額を交付することができる。 (労働省令への委任) 第三十二条 この節に定めるもののほか、指定法人が福祉関係業務を行う場合における指定法人の財務及び会計に關し必要な事項は、労働省令で定める。 (役員を選任及び解任) 第三十三条 指定法人の役員を選任及び解任は、労働大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。 2 指定法人の役員が、この節の規定(当該規定に基づく命令及び処分を含む。)若しくは第二十六条第一項の規定により認可を受けた業務規程に違反する行為をしたとき、又は第二十四条に規定する業務に關し著しく不適当な行為をしたときは、労働大臣は、指定法人に対し、その役員を解任すべきことを命ずることができる。 (役員及び職員の公務員たる性質) 第三十四条 給付金業務に従事する指定法人の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四
---	--	---	---

十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(報告及び検査)

第三十五条 労働大臣は、第二十四条に規定する業務の適正な運営を確保するために必要な限度において、指定法人に対し、同条に規定する業務若しくは資産の状況に関し必要な報告をさせ、又は所屬の職員に、指定法人の事務所に入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(監督命令)

第三十六条 労働大臣は、この節の規定を施行するために必要な限度において、指定法人に対し、第二十四条に規定する業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(指定の取消し等)

第三十七条 労働大臣は、指定法人が次の各号のいずれかに該当するときは、第二十二條第一項の規定による指定(以下「指定」という。)を取り消し、又は期間を定めて第二十四条に規定する業務の全部若しくは一部の停止を命

ずることができる。

一 第二十四条に規定する業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。

二 指定に関し不正の行為があったとき。

三 この節の規定又は当該規定に基づく命令若しくは処分違反したとき。

四 第二十三条第一項の条件に違反したとき。

五 第二十六条第一項の規定により認可を受けた業務規程によらないで福祉関係業務を行ったとき。

2 労働大臣は、前項の規定により、指定を取り消し、又は第二十四条に規定する業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を公示しなければならない。

(労働大臣による福祉関係業務の実施)

第三十八条 労働大臣は、前条第一項の規定により、指定を取り消し、若しくは福祉関係業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は指定法人が福祉関係業務を行うことが困難となった場合において必要があると認めるときは、当該福祉関係業務を自ら行うものとする。

2 労働大臣は、前項の規定により福祉関係業務を行うものとし、又は同項の規定により行っている福祉関係業務を行わないものとするときは、あらかじめ、その旨を公示しなければならぬ。

ればならない。

3 労働大臣が、第一項の規定により福祉関係業務を行うものとし、又は同項の規定により行っている福祉関係業務を行わないものとする場合における当該福祉関係業務の引継ぎその他の必要な事項は、労働省令で定める。

第五章 雑則

(育児休業等取得者の業務を処理するために必要な労働者の募集の特例)

第三十九条 認定中小企業団体の構成員たる中小企業者が、当該認定中小企業団体をして育児休業(これに準ずる休業を含む。以下この項において同じ。)又は介護休業(事業主が、その雇用する労働者の申出により、当該労働者がその家族の介護のため一定期間休業することを認める措置をいう。以下この項において同じ。)をする労働者の当該育児休業又は介護休業をする期間について当該労働者の業務を処理するために必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該認定中小企業団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)第三十七条第一項の規定は、当該構成員たる中小企業者については、適用しない。

2 この条及び次条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 中小企業者 中小企業における労働力の確保のための雇用手続の改善の促進に関する法律(平成三年法律第五十七号)第二条第一項に規定する中小企業者をいう。

二 認定中小企業団体 中小企業における労働力の確保のための雇用手続の改善の促進に関する法律第二条第二項に規定する事業協同組合等であつて、その構成員たる中小企業者に対し、第十二条の事業主が講ずべき措置その他に関する相談及び援助を行うものとして、当該事業協同組合等の申請に基づき労働大臣がその定める基準により適当であると認定したものをいう。

3 労働大臣は、認定中小企業団体が前項第二号の相談及び援助を行うものとして適当でなくなつたと認めるときは、同号の認定を取り消すことができる。

4 第一項の認定中小企業団体は、当該募集に従事しようとするときは、労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で労働省令で定めるものを労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第三十八条第二項の規定は前項の規定による届出があつた場合について、同法第四十条及び第四十一条の規定は同項の規定により労働者の募集に従事する者について、同法第四十九条第一項及び第五十条第一

項の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十九條第二項の規定は前項の規定の実施状況の調査について、同法第三項の規定はこの項において準用する同法第一項及び第二項に規定する職権を行う場合について準用する。この場合において、同法第三十八條第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「育児休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（以下「育児休業法」という。）第三十九條第四項の届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一條中「第三十八條又は第三十七條第一項」とあるのは「育児休業法第三十九條第四項」と、「同法第二項」とあるのは「第三十七條第二項」と読み替へるものとする。

6 前二項に定める労働大臣の権限は、政令で定めるところにより、その一部を都道府県知事に委任することができる。

7 労働大臣は、認定中小企業団体に對し、第二項第二号の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第四十條 公共職業安定所は、前條第四項の規定により労働者の募集に従事する認定中小企業団体に對して、雇用情報、職業に関する調査研究の成果等を提供し、かつ、これに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施の促進に努めなければならない。

(調査等)

第四十一條 労働大臣は、対象労働者等の職業生活と家庭生活との両立の促進等に資するため、これらの者の雇用管理、職業能力の開発及び向上その他の事項に關し必要な調査研究を実施するものとする。

2 労働大臣は、この法律の施行に關し、関係行政機関の長に對して、資料の提供その他必要な協力を求めることができる。

3 労働大臣は、この法律の施行に關し、都道府県知事から必要な調査報告を求めることができる。

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第四十二條 労働大臣は、この法律の施行に關し必要があると認めるときは、事業主に對して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

2 前項に定める労働大臣の権限は、労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県婦人少年室長に委任することができる。

第四十三條 労働大臣は、この法律の施行に關し、同條の次に次の一條を加へる。

(再雇用特別措置等)

第四十四條 事業主は、妊娠、出産、育児又は介護を理由として退職した者（以下「育児等退職者」という。）について、必要に応じ、再雇用特別措置（育児等退職者であつて、その退職の際に、その就業が可能となつたときに当該

退職に係る事業の事業主に再び雇用されることとの希望を有する旨の申出をしていたものについて、当該事業主が、労働者の募集又は採用に当たつて特別の配慮をする措置をいう。

第四十五條 及び第二十五條第一項第一号において同じ。）その他これに準ずる措置を実施するよう努めなければならない。

第十條を第十三條とし、第九條を第十二條とし、第八條を第十一條とし、第七條を第十條とし、同條の次に次の章名を付する。

第三章 事業主が講ずべき措置

第六條第一項中「第四條第三項」を「第七條第三項」に改め、同條を第九條とする。

第五條第一項中「第三條第三項」を「第六條第三項」に改め、同條第二項中「第二條第一項本文」を「第五條第一項本文」に改め、同條を第八條とする。

第四條を第七條とし、第三條を第六條とする。

第二條第一項中「（日々雇用される者及び期間を定めて雇用される者を除く。以下この條から第九條までにおいて同じ。）及び（労働者が、この法律に定めるところにより、その一歳に満たない子を養育するために休業をいう。以下同じ。）」を削り、同條を第五條とする。

第一條の次に次の三條及び章名を加へる。

(定義)

第二條 この法律において、次の各号に掲げる

用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 育児休業 労働者（日々雇用される者及び期間を定めて雇用される者を除く。第五條から第十二條までにおいて同じ。）が、第二章に定めるところにより、その一歳に満たない子を養育するためにする休業をいう。

二 家族 配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他労働省令で定める親族をいう。

(基本的理念)

第三條 この法律の規定による子の養育又は家族の介護を行う労働者等の福祉の増進は、これらの者がそれぞれ職業生活の全期間を通じてその能力を有効に發揮して充實した職業生活を営むとともに、育児又は介護について家族の一員としての役割を円滑に果たすことができるようにすることをその本旨とする。

2 子の養育又は家族の介護を行うための休業をする労働者は、その休業後における就業を円滑に行うことができるよう必要な努力をするようにしなければならない。

(関係者の責務)

第四條 事業主並びに国及び地方公共団体は、前條に規定する基本的理念に従つて、子の養

平成七年六月五日 参議院会議録第二十七号

育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案

育又は家族の介護を行う労働者（第四章において「対象労働者」という。）等の福祉を増進するように努めなければならない。

第二章 育児休業

本則に次の六条を加える。

（罰則）

第四十七条 第三十九条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

第四十八条 次の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

一 第三十九条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者

二 第三十九条第五項において準用する職業安定法第三十八条第二項の規定による指示に従わなかった者

三 第三十九条第五項において準用する職業安定法第四十条又は第四十一条の規定に違反した者

第四十九条 次の各号の一に該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第二十八条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二 第三十五条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の

規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第五十条 第三十九条第五項において準用する職業安定法第四十九条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による臨検若しくは検査若しくは第三十九条第五項において準用する同法第四十九条第二項の規定による調査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、十万円以下の罰金に処する。

第五十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前四条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

第五十二条 第二十七条の規定により労働大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかったときは、その違反行為をした指定法人の役員は、二十万円以下の過料に処する。

（育児休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正）

第二条 育児休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。
育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律

目次中「第三章 事業主が講ずべき措置（第十四章 対象労働者等に対する支援）」を「第四章 対象労働者等に対する支援」に改める。

「第一章 第十六条」を「第三章 介護休業（第十五章 対象労働者等に対する支援措置）」に改める。

「第二章 第二十一条」を「（第二十三条―第二十七条）に、（第二十一条―第三十八条）を（第二十八条―第四十四条）に、第五章 雑則（第三十九条―第五十二条）を「第六章 雑則（第四十五条―第五十八条）」に改める。

「第一章中「育児休業」の下に「及び介護休業」を、ともに、子の養育の下に「及び家族の介護」を加える。

「第二章第一号中「第五条から第十二条まで」を「以下この条及び第五条から第十八条まで」に改め、同条第二号中「配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）、父母、子、配偶者の父母」を「対象家族」に改め、同号を同条第五号とし、同条第一号の次に次の三号を加える。

二 介護休業 労働者が、第三章に定めるところにより、その要介護状態にある対象家族を介護するために休業をいう。

三 要介護状態 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、労働省令で定める期間にわたり常時介護を必要とする状態をいう。

四 対象家族 配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号及び第五十二条第三項（同条第六項において準用する場合を含む。）において同じ。）、父母及び子（これらの者に準ずる者として労働省令で定めるものを含む。）並びに配偶者の父母をいう。

第四十条中「第四章」を「第五章」に改める。

第五十条第二項中「休業申出」を「育児休業申出」に、「休業開始予定日」を「育児休業開始予定日」に、「休業終了予定日」を「育児休業終了予定日」に改める。

第六条の見出し中「休業申出」を「育児休業申出」に改め、同条第一項及び第二項中「休業申出」を「育児休業申出」に改め、同条第三項中「休業申出」を「育児休業申出」に、「休業開始予定日」を「育児休業開始予定日」に改める。

第七条の見出し中「休業開始予定日」を「育児休業開始予定日」に改め、同条第一項中「休業申出」を「育児休業申出」に、「休業開始予定日」を「育児休業開始予定日」に改め、同条第二項中「休業開始予定日」を「育児休業開始予定日」に改め、同条第三項中「休業申出」を「育児休業申出」に、「休業終了予定日」を「育児休業終了予定日」に改める。

第八条の見出し中「休業申出」を「育児休業申出」に改め、同条第一項中「休業申出」を「育児休業申出」に、「休業開始予定日」を「育児休業開始予定日」に改める。

「休業開始予定日」を「育児休業開始予定日」に改める。

予定日」に改め、同条第二項中「休業申出」を「育児休業申出」に改め、同条第三項中「休業申出」を「育児休業申出」に、「休業開始予定日」を「育児休業開始予定日」に改める。

第九条第一項中「休業申出」を「育児休業申出」に改め、「(次項の下に)及び第十五条第三項第二号」を加え、「休業開始予定日」を「育児休業開始予定日」に、「休業終了予定日」を「育児休業終了予定日」に改め、同条第二項中「休業終了予定日」を「育児休業終了予定日」に、「休業申出」を「育児休業申出」に、「ついでに」を「ついでに」に改め、「休業する期間」の下に、「第十五条第一項に規定する介護休業期間」を加える。

第十条中「休業申出」を「育児休業申出」に改める。

第五十二条中「第二十七条」を「第三十三条」に改め、同条を第五十八条とする。

第五十一条を第五十七条とする。

第五十条中「第三十九条第五項」を「第四十五条第五項」に改め、同条を第五十六条とする。

第四十九条中「第二十八条」を「第三十四条」に、「第三十五条第一項」を「第四十一条第一項」に改め、同条を第五十五条とする。

第四十八条中「第三十九条第四項」を「第四十五条第四項」に、「第三十九条第五項」を「第四十五条第五項」に改め、同条を第五十四条とする。

第四十七条中「第三十九条第五項」を「第四十

五条第五項」に改め、同条を第五十三条とする。

第四十六条第一項中、「第三章、第十七条、第三十九条、第四十条、第四十二条」を「第四章まで、第二十三条、第四十五条、第四十六条、第四十八条」に、「第四十八条及び第五十条」を「第五十四条及び第五十六条」に改め、同条第二項中「第十九条」を「第二十五条」に、「第十五条」を「第二十一条」に、「第二十条第二項」を「第二十六条第二項」に、「第十七条」を「第二十三条」に改め、同条に次の四項を加え、同条を第五十二条とする。

3 国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法(昭和二十九年法律第四百四十一号。以下この項において「給特法」という。)の適用を受ける国家公務員(常時勤務することを要しない国家公務員を除く。)は、給特法第四条に規定する主務大臣又は政令の定めるところによりその委任を受けた者(以下「主務大臣等」という。)の承認を受けて、当該国家公務員の配偶者、父母、子又は配偶者の父母であつて負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により第二条第三号の労働省令で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの(以下この条において「要介護家族」という。)の介護をするため、休業をすることができ、

4 前項の規定により休業をすることができる

期間は、要介護家族の各々が同項に規定する介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する三月の期間内において必要と認められる期間とする。

5 主務大臣等は、第三項の規定による休業の承認を受けようとする国家公務員からその承認の請求があつたときは、当該請求に係る期間のうち公務の運営に支障があると認められる日又は時間を除き、これを承認しなければならない。

6 前三項の規定は、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第四条第一項に規定する職員(非常勤職員を除く。)がその要介護家族の介護をするための休業について準用する。この場合において、第三項中「給特法第四条に規定する主務大臣又は政令の定めるところによりその委任を受けた者(以下「主務大臣等」という。)」とあるのは、「地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第六条第一項に規定する任命権者又はその委任を受けた者(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百八十二号)第三十七条第一項に規定する県費負担教職員については、市町村の教育委員会。以下同じ。)」と、第五項中「主務大臣等」とあるのは、「地方公務員法第六十一条に規定する任命権者又はその委任を受けた者」と読み替えるものとする。

第四十五条第一項中「第二十二條から第四十条まで及び第四十七條から第五十二條まで」を「第二十八條から第四十六條まで及び第五十三條から第五十八條まで」に改め、同条第二項中「第二條第二号」を「第二條第三号から第五号まで」に改め、「第六條第一項第二号及び第三号」の下に「(第十二條第二項において準用する場合を含む。)」を、「第七條」の下に「(第十三條において準用する場合を含む。)」を、「第八條第二項及び第三項」の下に「(第十四條第三項において準用する場合を含む。)」を加え、「第十一條第一項第三号及び第二項、第十三條、第四十二條第二項」を「第十一條、第十二條第三項、第十五條第一項、第三項第一号及び第四項、第十七條第一項第三号及び第二項、第十九條、第四十八條第二項」に、「第十八條及び第四十一條から第四十三條まで」を「第十五條第三項第二号中「労働基準法第六十五條第一項若しくは第二項の規定により休業する」とあるのは、「船員法第八十七條第一項若しくは第二項の規定により作業に従事しない」と、第二十二條及び第四十七條から第四十九條まで」に、「第四十二條第二項」を「第四十八條第二項中」に、「第四十三條中」第十三條並びに第二十五條第一項第二号及び第二十一條第一項第二号及び第二項」に、「第十三條」を「第十九條」に改め、同条を第五十一条とする。

第四十四条を第五十条とする。

第四十三条中「第二条第二号」を「第二条第三号から第五号まで」に改め、「第六条第一項第二号及び第三号」の下に「(第十二条第二項において準用する場合を含む。)」を、「第七条第二項及び第三項の下に」(第十三条において準用する場合を含む。))を、「第八条第一項及び第三項の下に」(第十四条第三項において準用する場合を含む。))を加え、「第十三条並びに第二十五条第一項第二号及び第二項」を「第十一条第一項、第十二条第三項、第十五条第一項第二号及び第三項第一号、第十九条並びに第三十一条第一項第二号及び第二項」に、「第十八条」を「第二十一条」に改め、同条を第四十九条とする。

第四十二条を第四十八条とし、第四十一条を第四十七条とし、第四十条を第四十六条とする。

第三十九条第一項中「(これに準ずる休業を含む。以下この項において同じ。)」又は介護休業(事業主が、その雇用する労働者の申出により、当該労働者がその家族の介護のため一定期間休業することを認める措置をいう)を「又は介護休業(これらに準ずる休業を含む)」に改め、同条第二項中「第十二条」を「第十八条」に改め、同条第五項中「育児休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(以下「育児休業法」という。第三十九条第四項)を「育児休業法

介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(以下「育児・介護休業法」という。第四十五条第四項)に、「育児休業法第三十九条第四項」を「育児・介護休業法第四十五条第四項」に改め、同条を第四十五条とする。

「第五章 雑則」を「第六章 雑則」に改める。第四章第一節中第三十八条を第四十四条とする。

第三十七条第一項中「第二十二條第一項」を「第二十八條第一項」に、「第二十四條」を「第三十条」に、「第二十三條第一項」を「第二十九條第一項」に、「第二十六條第一項」を「第三十二條第一項」に改め、同条第二項中「第二十四條」を「第三十条」に改め、同条を第四十三条とする。

第三十六条中「第二十四條」を「第三十条」に改め、同条を第四十二条とする。

第三十五条第一項中「第二十四條」を「第三十条」に改め、同条を第四十一条とする。

第三十四条を第四十条とする。

第三十三条第二項中「第二十六條第一項」を「第三十二條第一項」に、「第二十四條」を「第三十条」に改め、同条を第三十九条とする。

第三十二条を第三十八条とし、第二十八条から第三十一条までを八条ずつ繰り下げる。

第二十七条中「第二十五條第一項第二号」を「第三十一條第一項第二号」に、「第三十四條」を「第四十条」に改め、同条を第三十三条とする。

第二十六条を第三十二条とする。

第二十五条第一項中「第十七条から第二十条まで」を「第二十三條から第二十六條まで」に、「第十七條」を「第二十三條」に改め、同条を第三十一条とする。

第二十四条を第三十条とし、第二十三条を第二十九条とする。

第二十二條第一項中「第二十四條」を「第三十条」に改め、同条を第二十八條とする。

第四章第一節中第二十一条を第二十七条とし、第十七條から第二十條までを六条ずつ繰り下げる。

「第四章 対象労働者等に対する支援措置」を「第五章 対象労働者等に対する支援措置」に改める。

第十六條中「第十一條」を「第十七條」に改め、第三章中同条を第二十二條とする。

第十五條中「第十七條及び第二十五條第一項第一号」を「第二十三條及び第三十一條第一項第一号」に改め、同条を第二十一條とする。

第十四條の見出し中「労働者」を「労働者等」に改め、同条中「前条」を「前条第一項」に改め、同条に次の一項を加え、同条を第二十條とする。

2 事業主は、その雇用する労働者のうち、その家族を介護する労働者に関して、介護休業の制度又は前条第二項に定める措置に準じて、○必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

ばならない。

第十三条に次の一項を加え、同条を第十九条とする。

2 事業主は、その雇用する労働者のうち、その要介護状態にある対象家族を介護する労働者に関して、労働省令で定めるところにより、労働者の申出に基づく連続する三月の間(当該労働者が、当該対象家族について介護休業をしたことがある場合にあつては、当該対象家族について開始された最初の介護休業に係る介護休業開始予定日とされた日から、同日の翌日から起算して三月を経過する日までの期間のうち当該労働者が介護休業をしない期間)以上の期間における勤務時間の短縮その他の当該労働者が就業しつつその要介護状態にある対象家族を介護することを容易にするための措置を講じなければならない。

第十二条中「休業申出及び育児休業」を「育児休業申出及び介護休業申出並びに育児休業及び介護休業」に、「育児休業」を「育児休業又は介護休業」に改め、同条を第十八条とする。

第十一条の見出し中「育児休業」を「育児休業等」に改め、同条第一項中「育児休業」の下に「及び介護休業」を加え、同条第二項中「休業申出」を「育児休業申出又は介護休業申出」に改め、同条を第十七条とする。

「第三章 事業主が講ずべき措置」を「第四章 事業主が講ずべき措置」に改める。
第二章の次に次の一章を加える。

第三章 介護休業

(介護休業の申出)

第十一条 労働者は、その事業主に申し出ることににより、介護休業をすることができ。ただし、介護休業をしたことがある労働者は、当該介護休業を開始した日に介護していた対象家族については、労働省令で定める特別の事情がある場合を除き、当該申出をすることができない。

2 前項本文の規定による申出(以下「介護休業申出」という。)は、労働省令で定めるところにより、介護休業申出に係る対象家族が要介護状態にあることを明らかにし、かつ、その期間中は当該対象家族に係る介護休業をすることとする一の期間について、その初日(以下「介護休業開始予定日」という。)及び末日(以下「介護休業終了予定日」という。)とする日(介護休業申出があった場合における事業主の義務等)

第十二条 事業主は、労働者からの介護休業申出があったときは、当該介護休業申出を拒むことができない。

2 第六条第一項ただし書(第二号を除く。)及び第二項の規定は、労働者からの介護休業申

出があった場合について準用する。この場合において、同条第二項中「前項ただし書」とあるのは「第十二条第二項において準用する第六条第一項ただし書」と、「前条第一項本文」とあるのは「第十一条第一項本文」と読み替えるものとする。

3 事業主は、労働者からの介護休業申出があった場合において、当該介護休業申出に係る介護休業開始予定日とされた日が当該介護休業申出があった日の翌日から起算して二週間を経過する日(以下この項において「二週間経過日」という。)前日であるときは、労働省令で定めるところにより、当該介護休業開始予定日とされた日から当該二週間経過日までの間のいずれかの日を当該介護休業開始予定日として指定することができる。

(介護休業終了予定日の変更の申出)
第十三条 第七条第三項の規定は、介護休業終了予定日の変更の申出について準用する。

第十四条 介護休業申出をした労働者は、当該介護休業申出に係る介護休業開始予定日とされた日(第十二条第三項の規定による事業主の指定があった場合にあつては、当該事業主の指定した日。第三項において準用する第八條第三項、次条第一項及び第十九条第二項において同じ。)の前日までは、当該介護休業申出を撤回することができる。

2 前項の規定による介護休業申出の撤回がなされた場合において、当該撤回に係る対象家族についての介護休業申出については、当該撤回後になされる最初の介護休業申出を除き、事業主は、第十二条第一項の規定にかかわらず、これを拒むことができる。

3 第八条第三項の規定は、介護休業申出について準用する。この場合において、同項中「子」とあるのは「対象家族」と、「養育」とあるのは「介護」と読み替えるものとする。

(介護休業期間)

第十五条 介護休業申出をした労働者がその期間中は介護休業をすることができ期間(第三項において「介護休業期間」という。)は、当該介護休業申出に係る介護休業開始予定日とされた日から介護休業終了予定日とされた日(その日が当該介護休業開始予定日とされた日(次の各号のいずれかに該当する場合にあつては当該各号に定める日とし、当該各号のいずれにも該当する場合にあつては当該各号に定める日のいずれか早い日とする。))の翌日から起算して三月を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日(以下この項において「三月経過日」という。))第三項において同じ。)までの間とする。ただし、三月経過日が当該介護休業申出に係る介護休業開始予定日とされた日より前の日であるときは、当該労働者は、第十一条第一項本文の規定にかかわらず、介護休業をすることができない。

一 当該労働者が、対象家族について第十一条第一項ただし書の労働省令で定める特別の事情のある場合に同条の規定により介護休業申出をする場合 当該対象家族について開始された最初の介護休業に係る介護休業開始予定日とされた日

二 当該労働者に関して当該介護休業申出に係る対象家族のために第十九条第二項の措置のうち勤務時間の短縮その他の措置であつて労働省令で定めるものが既に講じられている場合 当該措置のうち最初に講じられた措置の初日

2 この条において、介護休業終了予定日とされた日とは、第十三条において準用する第七條第三項の規定により当該介護休業終了予定日が変更された場合にあつては、その変更後の介護休業終了予定日とされた日をいう。

3 次の各号に掲げるいずれかの事情が生じた場合には、介護休業期間は、第一項の規定にかかわらず、当該事情が生じた日(第二号に掲げる事情が生じた場合にあつては、その前日)に終する。

一 介護休業終了予定日とされた日の前日までに、対象家族の死亡その他の労働者が介護休業申出に係る対象家族を介護しないこととなった事由として労働省令で定める事

由が生じたこと。

二 介護休業終了予定日とされた日までに、介護休業申出をした労働者について、労働基準法第六十五条第一項若しくは第二項の規定により休業する期間、育児休業期間又は新たな介護休業期間が始まったこと。

4 第八条第三項後段の規定は、前項第一号の労働省令で定める事由が生じた場合について準用する。

(解雇の制限)

第十六条 第十条の規定は、介護休業申出及び介護休業について準用する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成七年十月一日から施行する。ただし、第二条並びに附則第三条、第五条、第九條、第十一條、第十二條、第十四條、第十六條、第十八條及び第二十條〇の規定は、平成十一年四月一日から施行する。

(第二条の規定の施行期日)

第一条 事業主は、第二条の規定の施行前においても、可能な限り速やかに、同条の規定による改正後の育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の規定の例による介護休業の制度を設けるとともに、同法第十九条第二項の規定の例による措置を講ずるよう努めなければならないものとする。

(検討)

第三条 政府は、第二条の規定の施行後適当な時期において、介護休業の実施状況、介護休業中における待遇の状況その他

他の同条の規定による改正後の育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の施行状況、公的介護サービスの状況等を総合的に勘案し、必要があると認めるときは、家族を介護する労働者の福祉の増進の観点から同法に規定する介護休業の制度等について総合的に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(労働基準法の一部改正)

第二条 労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

第十二条第三項第四号中「育児休業等に関する法律(平成三年法律第七十六号)第二条第一項を「育児休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第二条第一号」に改める。

第三十九条第七項中「育児休業等に関する法律第二条第一項を「育児休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第二条第一号」に改める。

第三条 労働基準法の一部を次のように改正する。

第十二条第三項第四号を次のように改める。

四 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第二条第一号に規定する育児休業又は同条第二号に規定する介護休業(同法第五十二条第三項(同条第六項において準用する場合を含む。)に規定する介護をするための休業を含む。第三十九条第

七項において同じ。)をした期間

第三十九条第七項中「育児休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第二条第一号に規定する育児休業」を「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第二条第一号に規定する育児休業」に改める。

(社会保険労務士法の一部改正)

第四条 社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一中第二十号の十八の次に次の一号を加える。

二十の十九 育児休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)

第五条 社会保険労務士法の一部を次のように改正する。

別表第一中第二十号の十九を次のように改める。

二十の十九 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)

(雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律の一部改正)

第六条 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律(昭和四十七年法律第百十三号)の一部を

次のように改正する。

第一条中、「再就職の援助を削る。

第二十四条及び第二十五条を次のように改める。

第二十四条及び第二十五条 削除

第三十条及び第三十一条を次のように改める。

第三十条及び第三十一条 削除

第三十五条中、「第二十五条」を削る。

(雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第七條 この法律の施行の際現に設置されている働く婦人の家については、前条の規定による改正前の雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律第三十条及び第三十一条の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

2 この法律の施行の際現に設置されている働く婦人の家に関し、労働省令で定めるところにより、当該働く婦人の家を設置している地方公共団体が当該働く婦人の家を第二条の規定による改正後の育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第二十六条に規定する勤労者家庭支援施設に変更したい旨の申出を労働大臣に行い、労働大臣が当該申出を承認した場合には、当該承認の日において、当該働く婦人の家は、同条に規定する勤労者家

庭支援施設となるものとする。

平成七年十月一日から平成十一年三月三十一日までの間における前項の規定の適用については、同項中「第二条の規定による改正後の育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第二十六条」とあるのは、「第一条の規定による改正後の育児休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第二十条」とする。

(船員法の一部改正)

第八^十条 船員法(昭和二十二年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第七十四条第四項中「育児休業等に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二条第一項を律（平成三年法律第七十六号）第二条第一項を

第九^{十一}条 船員法の一部を次のように改正する。

第七十四条第四項中「育兒休業等育兒又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二条第一号に規定する育兒休業」を「育兒休業、介護休業等育兒又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二条第一号に規定する育兒休業又は同条第二号に規定する介護休業（同法第五十二条第三項（同条第六項において準用する場合を含む。）に規定する介護をするための休業を含む。）」に改める。

(社会福祉施設職員等退職手当共済法の一部改正)

第二〇二条 社会福祉施設職員等退職手当共済法（昭和三十六年法律第百五十五号）の一部を次のように改正する。

第十一条第四項第一号を次のように改める。

一 育児休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二条第一号に規定する育児休業

（同法附則第二条に規定する事業所の労働者に係る育児休業等に関する法律の一部を

改正する法律(平成七年法律第 号)第

一条の規定による改正前の育児休業等に関する法律第二条第一項に規定する育児休業に相当する休業を含む。）

三十一 社会福祉施設職員等退職手当共済法の一部を次のように改正する。

第十一条第三項中「の業務に従事しなかつた

期間」の下に「及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二条第二号に規定する介護休業により当該業務に従事しなかつた期間」を加え、同条第四項第一号中「育児休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）」を「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」に改める。

(地方公務員災害補償法の一部改正)

第十二条 地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第百二十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第八項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 介護のために承認を受けて勤務しなかつた日

(健康保険法等の一部改正)

第十三条 次に掲げる法律の規定中「育児休業等に関する法律」を「育児休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」に改める。

一 健康保険法(大正十一年法律第七十号)第七十六條

二 船員保險法(昭和十四年法律第七十二号)第六十條ノ二

三 運輸省設置法(昭和二十四年法律第百五十七号)第四条第一項第二十四号の二の四及び

第五十七條第一項
第十四條^六 次に掲げる法律の規定中「育児休業等

育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」を「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」に改める。

一 健康保険法第七十六条

二 船員保險法第六十條ノ二

三 運輸省設置法第四條第二項第二十四号の二

の四及び第五十七条第一項

（私立学校教職員共済組合法等の一部改正）
第十五条^七 次に掲げる法律の規定中「育児休業等

に關する法律（平成三年法律第七十六号）第二條
第一項を「育兒休業等育兒又は家族介護を行う
労働者の福祉に關する法律（平成三年法律第七
十六号）第二條第一号」に、「育兒休業等に關す
る法律第二條第一項」を「育兒休業等育兒又は家
族介護を行う労働者の福祉に關する法律第二條
第一号」に改める。

一 私立学校教職員共済組合法(昭和二十八年

法律第二百四十五号)第十四条第二項第二号
及び第二十八条第二項

二 国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法(昭和二十九年法律第四百十

一 号) 第七条第四項及び第五項

三 地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法

律第一百五十二号)第七十条の二及び第一百十四
条の二

四 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第十条第一項及び第二

第十六条 次に掲げる法律の規定中「育児休業等

育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律を、育児休業、介護休業等育児又は家族介

護を行う労働者の福祉に関する法律」に改める。

一 私立学校教職員共済組合法第十四条第二項

平成七年六月五日 参議院會議録第二十七号

育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案

高齢社会対策基本法案

二八

第二号及び第二十八号第二項

二 国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法第七條第四項及び第五項

三 地方公務員等共済組合法第七十條の二及び第百十四條の二

四 地方公務員の育児休業等に関する法律第十條第一項及び第二項

(厚生年金保険法等の一部改正)

第十七條 次に掲げる法律の規定中「育児休業等に関する法律(平成三年法律第七十八号)第二條第一項」を「育児休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十八号)第二條第一号」に改める。

一 厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)第八十二條の二

二 農林漁業団体職員共済組合法(昭和三十三年法律第九十九号)第十四條第二項第一号

三 国家公務員等共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号)第六十八條の二

第十八條 次に掲げる法律の規定中「育児休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」を「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」に改める。

一 厚生年金保険法第八十二條の二

二 農林漁業団体職員共済組合法第十四條第二項第二号

三 国家公務員等共済組合法第六十八條の二

(労働省設置法の一部改正)

第十九條 労働省設置法(昭和二十四年法律第百六十二号)の一部を次のように改正する。

第四條第三十四号中「育児休業等に関する法律」を「育児休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」に改め、同号の次に次の一号を加える。

三十四の二 育児休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第二十二條の指定法人の監督に関する事。

第五條第四十一号中「事業主が講ずるよう努めるべき措置」についての指針並びに働く婦人の家の設置及び運営についての望ましい基準を「及び事業主が講ずるよう努めるべき措置」についての指針に改め、同條第四十一号の二の次に次の二号を加える。

四十一の三 育児休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律に基づいて、事業主が講ずるべき措置についての指針並びに勤労者家庭支援施設の設置及び運営についての望ましい基準を定めること。

四十一の四 育児休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律に基づいて、指定法人を指定し、及びこれに對し、認可その他監督を行うこと。

第十條第一項中「及び中小企業における労働力の確保のための雇用管理の改善の促進に関する法律」を、「
附則・法律八十八号を受けた地域における労働力の確保の法律」を、
中小企業における労働力の確保の法律」に改める。

失業者の公共事業への就労促進に関する特別措置法
ための雇用管理の改善の促進に関する法律及び
育児休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律に改める。

第二十條 労働省設置法の一部を次のように改正する。

第四條第三十四号中「育児休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」を「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」に改め、同條第三十四号の二中「育児休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第二十二條」を「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第二十八條」に改める。

第五條第四十一号の三及び第四十一号の四並びに第十條第一項中「育児休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」を「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」に改める。

高齢社会対策基本法案
右の議案を提出する。
平成七年六月二日

提出者
国民生活に関する調査会長 鈴木 省吾
参議院議長 原文兵衛殿

高齢社会対策基本法

目次

前文

第一章 総則(第一条―第八条)

第二章 基本的施策(第九条―第十四条)

第三章 高齢社会対策会議(第十五条・第十六条)

附則

我が国は、国民のたゆまぬ努力により、かつてない経済的繁栄を築き上げるとともに、人類の願望である長寿を享受できる社会を実現しつつある。今後、長寿をすべての国民が喜びの中で迎へ、高齢者が安心して暮らすことのできる社会の形成が望まれる。そのような社会は、すべての国民が安心して暮らすことのできる社会でもある。しかしながら、我が国の人口構造の高齢化は極めて急速に進んでおり、速からず世界に例を見ない水準の高齢社会が到来するものと見込まれているが、高齢化の進展の速度に比べて国民の意識や社会のシステムの対応は遅れている。早急に対応すべき課題は多岐にわたるが、残されている時間は極めて少ない。

このような事態に對処して、国民一人一人が生涯にわたって真に幸福を享受できる高齢社会を築き上げていくためには、雇用、年金、医療、福祉、教育、社会参加、生活環境等に係る社会のシステムが高齢社会にふさわしいものとなるよう、不断に見直し、適切なものとしていく必要がある。

り、そのためには、国及び地方公共団体はもとより、企業、地域社会、家庭及び個人が相互に協力しながらそれぞれの役割を積極的に果たしていくことが必要である。

ここに、高齢社会対策の基本理念を明らかにしてその方向を示し、国を始め社会全体として高齢社会対策を総合的に推進していくため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、我が国における急速な高齢化の進展が経済社会の変化と相まって、国民生活に広範な影響を及ぼしている状況にかんがみ、高齢化の進展に適切に対処するための施策（以下「高齢社会対策」という。）に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、高齢社会対策の基本となる事項を定めること等により、高齢社会対策を総合的に推進し、もって経済社会の健全な発展及び国民生活の安定向上を図ることを目的とする。

(基本理念)

第二条 高齢社会対策は、次の各号に掲げる社会が構築されることを基本理念として、行われなければならない。

- 一 国民が生涯にわたって就業その他の多様な社会的活動に参加する機会が確保される公正で活力ある社会
- 二 国民が生涯にわたって社会を構成する重要な

な一員として尊重され、地域社会が自立と連帯の精神に立脚して形成される社会

三 国民が生涯にわたって健やかで充実した生活を送ることが出来る豊かな社会

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、高齢社会対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、高齢社会対策に関し、国と協力しつつ、当該地域の社会的、経済的状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の努力)

第五条 国民は、高齢化の進展に伴う経済社会の変化についての理解を深め、及び相互の連帯を一層強めるとともに、自らの高齢期において健やかで充実した生活を送ることが出来ることとなるよう努めるものとする。

(施策の大綱)

第六条 政府は、政府が推進すべき高齢社会対策の指針として、基本的かつ総合的な高齢社会対策の大綱を定めなければならない。

(法制上の措置等)

第七条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第八条 政府は、毎年、国会に、高齢化の状況及

び政府が講じた高齢社会対策の実施の状況に関する報告書を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る高齢化の状況を考慮して講じようとする施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 基本的施策

(就業及び所得)

第九条 国は、活力ある社会の構築に資するため、高齢者がその意欲と能力に応じて就業することが出来る多様な機会を確保し、及び勤労者が長期にわたる職業生活を通じて職業能力を開発し、高齢期までその能力を発揮することが出来るよう必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、高齢期の生活の安定に資するため、公的年金制度について雇用との連携を図りつつ適正な給付水準を確保するよう必要な施策を講ずるものとする。

3 国は、高齢期より豊かな生活の実現に資するため、国民の自主的な努力による資産の形成等を支援するよう必要な施策を講ずるものとする。

(健康及び福祉)

第十条 国は、高齢期の健全で安らかな生活を確保するため、国民が生涯にわたって自らの健康の保持増進に努めることが出来るよう総合的な施策を講ずるものとする。

2 国は、高齢者の保健及び医療並びに福祉に関する多様な需要に的確に対応するため、地域に

おける保健及び医療並びに福祉の相互の有機的な連携を図りつつ適正な保健医療サービス及び福祉サービスを総合的に提供する体制の整備を図るとともに、民間事業者が提供する保健医療サービス及び福祉サービスについて健全な育成及び活用を図るよう必要な施策を講ずるものとする。

3 国は、介護を必要とする高齢者が自立した日常生活を送ることが出来るようにするため、適切な介護のサービスを受けることが出来る基盤の整備を推進するよう必要な施策を講ずるものとする。

(学習及び社会参加)

第十一条 国は、国民が生きがいを持って豊かな生活を送ることが出来るようにするため、生涯学習の機会を確保するよう必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、活力ある地域社会の形成を図るため、高齢者の社会的活動への参加を促進し、及びボランティア活動の基盤を整備するよう必要な施策を講ずるものとする。

(生活環境)

第十二条 国は、高齢者が自立した日常生活を送ることが出来るようにするため、高齢者に適した住宅等の整備を促進し、及び高齢者のための住宅を確保し、並びに高齢者の円滑な利用に配慮された公共的施設の整備を促進するよう必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、高齢者が不安のない生活を送ることが

できるようにするため、高齢者の交通の安全を確保するとともに、高齢者を犯罪の被害、災害等から保護する体制を整備するよう必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究等の推進)

第十三条 国は、高齢者の健康の確保、自立した日常生活への支援等を図るため、高齢者に特有の疾病の予防及び治療についての調査研究、福祉用具についての研究開発等を推進するよう努めるものとする。

(国民の意見の反映)

第十四条 国は、高齢社会対策の適正な策定及び実施に資するため、国民の意見を国の施策に反映させるための制度を整備する等必要な施策を講ずるものとする。

第三章 高齢社会対策会議

(設置及び所掌事務)

第十五条 総理府に、特別の機関として、高齢社会対策会議(以下「会議」という。)を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 第六条の大綱の案を作成すること。

二 高齢社会対策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。

三 前二号に掲げるもののほか、高齢社会対策に関する重要事項について審議し、及び高齢社会対策の実施を推進すること。

(組織等)

第十六条 会議は、会長及び委員をもって組織

する。

2 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。

3 委員は、関係行政機関の長のうちから、内閣総理大臣が任命する。

4 会議に、幹事を置く。

5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。

6 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。

7 会議の庶務は、総務庁において処理する。

8 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(総理府設置法の一部改正)

2 総理府設置法(昭和二十四年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。

第十四条の次に次の一条を加える。

(高齢社会対策会議)

第十四条の二 本府に、高齢社会対策会議を置く。

2 高齢社会対策会議の組織及び所掌事務については、高齢社会対策基本法(平成七年法律第 号)の定めるところによる。

審査報告書

臨時大深度地下利用調査会設置法案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。
平成七年六月二日

内閣委員長 岡野 裕

参議院議長 原 文兵衛殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、土地利用に係る社会経済情勢の変化にかんがみ、大深度地下の適正かつ計画的な利用の確保とその公共的利用の円滑化に資するため、大深度地下の利用に関する基本理念及び施策の基本となる事項並びに大深度地下の公共的利用の円滑化を図るための施策に関する事項について調査審議する機関として、総理府に臨時大深度地下利用調査会を置くこととするものであり、妥当な措置と認める。

一、費用

本法律施行に要する経費は、初年度において約三千三百万円と見込まれている。

臨時大深度地下利用調査会設置法案
右の議案を議決する。
平成七年六月一日

発議者

野沢 太三 板垣 正
狩野 安 瀬谷 英行
寺澤 芳男

賛成者

井上 孝 岩崎 純三
岡部 三郎 菅野 茂
久保田真苗 高桑 栄松
田 英夫 永野 茂門
村上 正邦 吉田 之久
井上 吉夫 井上 裕
上杉 光弘 大木 浩
加藤 紀文 片山虎之助
倉田 寛之 佐々木 満
佐藤 静雄 斎藤 十朗
下稲葉耕吉 須藤良太郎
高木 正明 田沢 智治
中曾根弘文 永田 良雄
南野知恵子 宮崎 秀樹
宮澤 弘 矢野 哲朗
吉川 芳男 吉村剛太郎

参議院議長 原 文兵衛殿

臨時大深度地下利用調査会設置法

(目的及び設置)

第一条 土地利用に係る社会経済情勢の変化にかんがみ、大深度地下の適正かつ計画的な利用の確保とその公共的利用の円滑化に資するため、総理府に、臨時大深度地下利用調査会(以下「調査会」という。)を置く。

(所掌事務)

第二条 調査会は、内閣総理大臣の諮問に応じ、大深度地下の利用に関する諸問題について、広く、総合的に検討を加え、大深度地下の

利用に関する基本理念及び施策の基本となる事項並びに大深度地下の公共的利用の円滑化を図るための施策に関する事項(第三項において「基本理念等」という。)について調査審議する。 2 調査会は、前項の調査審議を行うに当たっては、安全の確保及び環境の保全に関する事項について特に配慮しなければならない。 3 調査会は、基本理念等に関して、内閣総理大臣に意見を述べることができる。 (答申等の尊重等) 第三条 内閣総理大臣は、前条第一項の諮問に対する答申又は同条第三項の意見(次項において「答申等」という。)を受けたときは、これを尊重しなければならない。 2 内閣総理大臣は、答申等を受けたときは、これを国会に報告するものとする。 (組織) 第四条 調査会は、委員十二人以内で組織する。 (委員) 第五条 委員は、大深度地下の利用に関する諸問題について優れた識見を有する者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。 2 前項の場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、同項の規定にかかわらず、同項に定める資格を有する者のうちから、委員を任命することができる。 3 前項の場合においては、任命後最初の国会で	両議院の事後の承認を得なければならない。この場合において、両議院の事後の承認が得られないときは、内閣総理大臣は、直ちにその委員を罷免しなければならない。 4 内閣総理大臣は、委員が心身の故障のため職務の執行ができなると認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合においては、両議院の同意を得て、これを罷免することができる。 5 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。 6 委員は、非常勤とする。 (会長) 第六条 調査会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。 2 会長は、会務を総理し、調査会を代表する。 3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。 (資料提出その他の協力) 第七条 調査会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長及び関係地方公共団体の長に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。 2 調査会は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。
(政令への委任) 第八条 この法律に定めるもののほか、調査会に關し必要な事項は、政令で定める。 附 則 (施行期日) 1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第五条第一項中両議院の同意を得ることに關する部分は、公布の日から施行する。 (特別職の職員の給与に關する法律の一部改正) 2 特別職の職員の給与に關する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。 第一条第十九号の七の次に次の一号を加える。 十九の七の二 臨時大深度地下利用調査会委員 (この法律の失効) 3 この法律は、附則第一項の政令で定める日から起算して三年を経過した日にその効力を失う。 この法律の施行に要する経費 この法律の施行に要する経費は、初年度約三千三百万円の見込みである。	

平成七年六月五日 参議院会議録第二十七号

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	〒一〇五 東京都港区
大蔵省印刷局	虎ノ門二丁目一番四号
電 話	03 (3587) 4294
定 価	本号一部 一〇三円
(配税)	送料別